

過疎地域持續的發展計畫 (案)

令和 年 月



目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	7
(3)	行財政の状況	11
(4)	地域の持続的発展の基本方針	14
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	18
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	18
(7)	計画期間	18
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	18
2	移住・定住地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	22
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	30
(3)	計画	36
(4)	産業振興促進事項	38
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	38
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	40
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	41

(2) その対策	42
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	47
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	53
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	57
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	61
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	65
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	66
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	67

11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	68
(2)	その対策	69
(3)	計画	70
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	71
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	72
(2)	その対策	72
(3)	計画	73
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	73
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	74
(2)	その対策	74
(3)	計画	76
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	76
事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分		77

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(7) 自然的条件

本市は、山口県西部のほぼ中央に位置し、総面積 472.64 km²を有していますが、三方を海に囲まれた山口県にあって唯一海に面しておらず、四方を山で囲まれた自然豊かな内陸の地域特性のあるところです。

東は山口市、西は下関市、南は宇部市・山陽小野田市、北は長門市・萩市に接しています。市内中央には、日本最大級のカルスト台地「秋吉台」や日本屈指の鍾乳洞「秋芳洞」があり、この他にも優れた自然景観を有しています。

また、本市は厚狭川及び厚東川の上流に位置しており、総面積の 7 割以上が山林で占められ、傾斜地の多い典型的な中山間地域です。

気候は、中山間地域であることから寒暖差はあるものの、令和6年の年間平均気温は15.4℃で、年間降水量は2,294.5mmとなっており、年間を通じて四季の変遷を感じながら快適な生活を送ることができる環境となっています。

【図－１】美祢市の位置



(1) 歴史的条件

旧美祢市にあたる西部地域は、石灰岩層、石炭層から動植物の化石が見られる「化石の宝庫」であり、旧石器時代からカルスト台地や台麓は、人々の生活の場となっていました。また、県西部中央にあって、陰陽を結ぶ連絡道や山口や下関などを結ぶ交通の要衝の役割を果たしてきました。産業については、古くは農業が主であり、江戸時代には新田開発や灌漑工事が盛んに行われており、明治に入り、発見された無煙炭は、第一次世界大戦までは、軍艦の燃料として利用されるなど無煙炭、石灰石、大理石、珪石など豊富な地下資源を原料としてめざましい躍進をとげました。しかし、エネルギー革命の波に押され、昭和 45 年以降炭鉱は閉山となり、石炭産業に深刻な影響を与えました。石灰石については、現在も市の基幹産業として日本有数の産出量を誇り、工業用、肥料用に使われています。

一方、旧美東町にあたる東部地域の発展の歴史は古く、奈良時代から平安時代にかけて須恵器を製造していた末原窯跡群や奈良東大寺の大仏建立の際に鑄造の銅を献上したわが国最古といわれる長登銅山跡、江戸時代には寛永通宝を鑄造した長州藩銭座跡等、歴史的遺産も多く、また江戸時代の終わりには大田絵堂の戦いが繰り広げられ、維新史を考える上で重要な地となり、史跡も随所に存在しています。

また、旧秋芳町にあたる中央部はカルスト台地を境にして南北で大きく様相が異なり、北部と南部は、地形地質の影響もあって、農林的、緑地的利用が図られ古くから農林業が盛んであり、農業の主体をなしています。中部は、カルスト台地を利用した農牧畜業、石灰岩及び大理石鉱業が発展し、さらに秋芳洞、秋吉台の観光が盛んになるにつれ、観光土産品の販売など第三次産業が定着してきましたが、昭和 50 年をピークとして観光客の減少などにより衰退傾向が顕著となっています。

本市の行政機構は、数回の合併を行っており、旧美祢市は、昭和 29 年に美祢郡大嶺町、伊佐町、於福村、東厚保村、西厚保村及び豊浦郡豊田前町の合併により市制を施行し、旧美東町も、昭和 29 年に美祢郡大田町、綾木村、真長田村及び赤郷村の合併により誕生しており、旧秋芳町は、昭和 30 年に美祢郡秋吉村、岩永村、別府村及び共和村との合併により町制を施行しています。

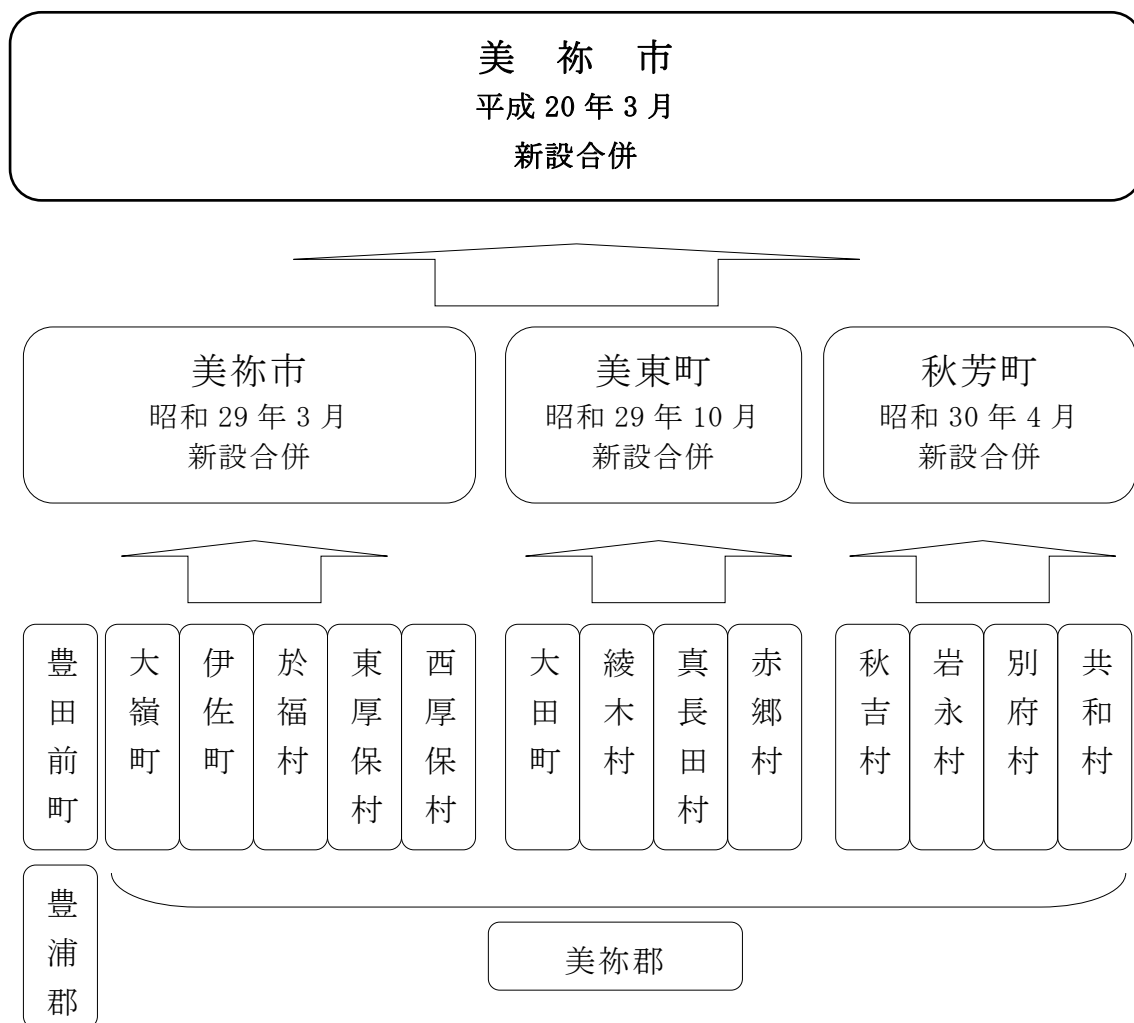
その後、都市への人口集中と地方の過疎化が進んだことにより、少子高齢化が顕著となり、地方分権による地方の自立と活性化を目指し、平成 20 年 3 月 21 日に石灰石等の資源や生活、経済、交通圏などで緊密な結びつきのあった 1 市 2 町（美祢市、美祢郡美東町・秋芳町）の合併により、新たな市制による「美祢市」となりました。

平成 27 年 9 月 4 日には、日本ジオパーク委員会から本市全域が「Mine 秋吉台ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、令和 7 年 9 月 6 日にはユネスコ世界ジオパークとしての承認勧告がありました。Mine 秋吉台ジオパ

ークは、サンゴなどの生物が由来の石灰岩が、雨水や地下水によって溶かされてできたカルスト地形が広がり、他にも銅や無煙炭などの特徴的な地質特有の地下資源を活用した人々の生活、山の生態系や伝統・文化が点在しています。

市全体が一体となって美祢の産業や人材育成、まちづくりなど様々な地域課題の解決と地域活性化に向け取り組んでいます。

【図－２】美祢市の合併



年月日	分合形式	新市町村名	関係旧市町村名
大正 12. 8. 1	改称	美祢郡大田町	美祢郡大田村
大正 13. 1. 1	改称	美祢郡伊佐町	美祢郡伊佐村
昭和 14. 5. 1	改称	美祢郡大嶺町	美祢郡大嶺村
昭和 28. 6. 1	改称	豊浦郡豊田前町	豊浦郡豊田前村
昭和 29. 3. 31	新設合併	美祢市	美祢郡大嶺町、伊佐町、於福村、東厚保村、西厚保村、豊浦郡豊田前町
昭和 29. 10. 1	新設合併	美祢郡美東町	美祢郡大田町、綾木村、真長田村、赤郷村

昭和 30.4.1	新設合併	美祢郡秋芳町	美祢郡秋吉村、岩永村、別府村、共和村
昭和 33.11.1	境界変更	美祢市	美祢市、厚狭郡楠町（大字奥万倉の一部）
昭和 62.3.21	境界変更	美祢市	美祢市、豊浦郡豊田町（大字殿敷字長瀬及び字叶松）
平成 12.3.6	境界変更	美祢郡美東町	美祢郡美東町、秋芳町（大字秋吉字向原の一部）
平成 12.3.6	境界変更	美祢郡秋芳町	美祢郡秋芳町、美東町（大字大田字藤ノ本の一部）
平成 20.3.21	新設合併	美祢市	美祢市、美祢郡美東町、秋芳町

〔資料：「令和 6 年刊山口県統計年鑑・付録 市町村の分離合併」より 〕

（ウ）社会的、経済的条件

本市には、国道 435 号が東西に横断し、国道 316 号及び国道 490 号が南北に縦断しており、これらの国道のほか、主要県道により道路網の骨格を形成しています。また、市南部には、中国縦貫自動車道が横断しており、美祢西インターチェンジ、美祢インターチェンジ及び美祢東ジャンクションが整備され、平成 23 年には、地域高規格道路小郡萩線的美祢東ジャンクションから美東町絵堂インターチェンジまでの間が供用開始されました。

一方、鉄道では、J R 美祢線が市西部の美祢地域を南北に縦断しており、山陽本線の厚狭駅と山陰本線の長門市駅を結んでいました。しかし、令和 5 年 6 月の大雨災害により線路の一部が流失し、以降鉄道輸送が停止し、代行バスによる輸送が行われています。関係者による協議の結果、令和 7 年 8 月に鉄道輸送による復旧ではなく B R T（Bus Rapid Transit）による復旧を目指すこととしました。

本市の産業構造は、昭和 35 年以降の推移を見ると、第一次産業・第二次産業中心から第三次産業中心に大きく移行しています。

美祢地域（旧美祢市）に多数あった炭坑は、エネルギー転換の影響により昭和 45 年以降閉山が相次ぎ、地域経済に大きな影響を及ぼしましたが、石灰石については、現在も市の基幹産業となっています。

また、カルスト台地の麓となる美東地域（旧美東町）や秋芳地域（旧秋芳町）は、古くから農林業や大理石加工が盛んで、「秋吉台」「秋芳洞」などの日本を代表する観光資源が豊富にあり、観光産業が主流となっていますが、観光客数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり減少傾向が続いていました。近年、回復傾向にあるものの、コロナ禍前と比較して減少しており、外国人観光客も同様の状況にあります。

今後も、恵まれた自然環境を活かしたまちづくりを推進するとともに、本市を訪れる交流人口を活用した地域産業の活性化を促進し、本市全体の地域づくりに向け積極的な施策展開が求められています。

イ 過疎の状況

本市の人口は、国勢調査人口で昭和 35 年の 60,322 人が昭和 50 年には 37,670 人となり、この間の人口減少率が非常に大きくなっています。炭坑閉山、加えて離農や若者の都市への流出の影響が大きく、その後の人口も減少傾向にあり、令和 2 年では 23,247 人となり過疎化が地域社会経済に大きな影響を与えています。

また、若年層を中心とする人口流出のため、令和 2 年には高齢化比率が 42.7%（国勢調査）と若年者の減少と高齢化が急速に進行しており、自然増減は死亡が出生を上回る自然減、社会増減では転出が転入を上回る社会減と、ともに減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと思われます。

その要因としては、昭和 30 年代から進展したエネルギー消費構造の急激な変革により石炭鉱業の縮小・合理化、閉山による石炭工業従事者等の転出、地域経済の低迷に伴う民間企業の倒産・撤退・縮小により、新卒者を中心とした地元雇用の場が少ないことに加え、若年者の大都市志向による転出、農業者の後継者不足及び高齢化に伴う減少、観光客の個人志向による顧客ニーズの多様化に伴う入込客の縮小、国・県等の公共機関の整理縮小によるものが大きく影響していると考えられます。

こうした状況にあって、これまでの過疎対策については、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国の支援を受けながら人口減少に歯止めをかけ、産業の活性化を図り、地域に活性を取り戻すために、工業団地建設による企業誘致、ハビテーション整備事業（住宅団地・公園等造成）、岡の台パークタウン住宅整備（ふるさと志向型住宅団地）・新井手ニュータウン住宅整備や一般賃貸住宅の建設等国、県、広域圏はもとより民間企業・団体等の連携のもと推進を図ることによって市立病院建設、ヘルスパーク整備事業（温水プール・多目的広場・野球場等建設）、運動公園の建設、公共下水道事業、CATV設置事業等情報通信システムの整備を行ってきました。その後も人口定住施策として、工業団地（美祢テクノパーク）の造成、住宅団地（美祢ニュータウン「来福台」）の造成・分譲、美祢西インターチェンジの建設と周辺交通基盤の整備、交流拠点施設としての道の駅、地域特産品の加工・開発のための農産物加工場、高齢化への対応として老人保健施設「グリーンヒル美祢」の建設、交通通信体系の整備、市道改良事業、コミュニティバスの運行などを実施し、生活環境の整備として、住宅団地の造成、公園の整備、公営住宅の建設、公共下水道事業、農業集落排水事業及び斎場の建て替え、子育て世代への支援策として公立保育園、認定保育園の整備、「病児保育施設」の設置などの地域活性化の諸施策を実施してきました。こうした諸整備による対策を講じたところであり、住民福祉の向上、社会資本の整備充実など、着実にその成果をあげてきたところです。

一方で、雇用の場の減少や医療など生活を支えるサービス水準の維持が難しくなってきたことから、依然として人口減少は続いています。特に出生数の減

少による自然減が増加してきており、また、長引く景気の停滞による企業収益の減少、進出予定企業の撤退、企業進出意欲の低迷、急速な少子高齢社会の進展による生産年齢人口の減少、農業、商業の担い手不足等地域社会の活力が弱まってきています。人口は、地域の活力にかかわるものであり、年齢構造の変化は、各地域の社会経済に大きな影響を及ぼすことにもなっており、産業、教育、防災等の地域社会の基礎的条件の維持、生活条件に支障を来し、集落によっては、その存在さえ懸念されるところも現出しています。

このため、今後においても過疎対策として、移住定住の促進、基幹産業である農林業の経営の安定化や担い手の確保、地元企業への支援策や企業誘致による雇用の確保を図るとともに、安全・安心なまちを展望した地域医療の充実に努めるほか、観光産業の育成等による交流人口の拡大、人口減少の抑制対策に取り組むことが重要であると考えられます。加えて、人口が減少する中でも持続的な行政サービスの提供を行うため、行政手続きのワンストップ化、オンライン化等、窓口のデジタル化に加え、テレワークの推進、オンライン学習などデジタル技術を活用した暮らし方の改革を進める必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、世界経済の混乱、低迷する地方財政などの厳しい環境の中、過疎化の進行に歯止めを掛け、社会経済の発展を図るためには、若年層の流出の抑止と都市部からの人口の流入を促進する必要があります。貴重な地域資源を生かしつつ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するため、経済・雇用対策、子育て支援や地域福祉の充実、災害対策を講じるとともに、地域のデジタル化の推進、本市への人の流れの創出、未来を担う人材の育成等新たなスタイルの構築が求められます。

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年3月推計）によると本市の人口は、今後、施策を講じず、このまま人口動向が続いた場合、令和12年で18,046人とされ、平成27年と比較し、約31.1%減少すると予想されています。

一方、就業人口の予測では、第三次産業はこれまでと同様に増加傾向にありますが、第一次産業人口は減少傾向が続いており、他業種にもまして後継者の確保・育成が課題であると予想されます。

農林業は、本市の基礎をなす産業であり、生活空間の重要な構成要素として、多くの市民が関わりをもっている産業といえます。高齢化の進展や若者の流出に伴い、後継者不足が大きな問題となっており、今後の産業活性化には、第1次産業及びこれに関連する地場産業の振興を計画的、総合的に進めていくことが必要となります。また、他の産地との競争に対抗するために、ジオパークを活かした、ブランドイメージを定着させるため統一感のある景観、環境、雰囲気等を、地域のみんなで作り上げていくことが必要となっています。

人口減少に伴い就業人口の減少、消費市場の縮小が進む中で、多くの人が訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、魅力的な仕事・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働ける環境づくりに向けて諸施策を展開し、基盤強化を図っていく必要があります。

このため、道路や生活環境の整備を一層推進するとともに、農地開発による生産振興と新規就農者の受入れ、中核的農家の育成や低コスト生産のための集落営農組織の育成等による農業振興をはじめ、ICTを活用した新しい産業の創出や起業の促進、優良企業の誘致など、定住につながる働く場の拡充に努めていかなければなりません。また、地域資源を活用した六次産業化など、新たな価値を創造する産業や地域内でサービスを提供する供給者の育成に努め、市内での観光消費額拡大と地域経済循環を促進していく必要があります。

平成 28 年 11 月に、広域的な連携により住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力に満ちた圏域の形成に協力して取り組むため、山口市・宇部市を中心都市とした 6 市 1 町による山口県央連携都市圏域に係る推進協議会を設置しており、観光資源や行政施設等の相互利活用、福祉・医療・教育といったさまざまな分野での広域的な行政連携により、生活関連機能サービス等の向上をめざしているところです。また、飛躍的な進化を続けている情報通信技術などの未来技術を有効活用することで、距離や時間の制約を克服し、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高めることが期待されているため、様々な分野においてデジタルトランスフォーメーションの実現に向けた未来技術を積極的に活用し、地域課題の解決、地域の魅力向上につなげていく必要があります。

なお、本計画の推進に当たっては、第二次美祢市総合計画を中心に、総合計画基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとした各種計画との整合を図り、時代の変化に対応した施策を講じていくものとし、豊かな自然環境や観光資源に恵まれた地域資源を最大限に活かした取組を行い、地域への新しい人の流れをつくることで、多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を推進し、いつまでも住み続けられるまちづくりの実現を目指す必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

本市の人口は、昭和 35 年の国勢調査人口から減少を続けており、令和 2 年では、半数以下の 23,247 人となっています。特に、昭和 35 年から昭和 55 年の 20 年間では、炭鉱閉山、若年者人口の流出により、23,415 人の減、減少率約 39%となっています。

世代別では、令和 2 年において、0 歳～14 歳までの幼少年齢人口が昭和 35 年の約 10%に、15 歳～29 歳までの若年者人口が約 17%に激減している反面、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、全体人口が減少する中で 2.4 倍に増加し

ています。

人口構成比で見ると、15 歳～29 歳の若年人口は、昭和 35 年の 22.2%に対し、令和 2 年では 10%まで減少し、65 歳以上の高齢者人口は 6.9%から 42.9%に増加しています。

このように、少子高齢化が急速に進行する中であって、出生率の上昇は見られず、本市の人口は減少傾向で推移しており、その要因としては、死亡数が出生数を上回る自然減と転出数が転入数を上回る社会減ですが、社会増減については減少幅が拡大縮小を繰り返し、変動が見られるのに対して、自然増減については概ね一定して減少傾向にあることから、本市においては自然減の影響をより大きく受けていると考えられます。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 55 年	平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 60,322	人 36,907	人 29,839	% △5.4	人 26,159	% △8.6	人 23,247	% △11.1
0 歳～14 歳	20,070	7,305	3,661	△12.9	2,502	△20.1	1,963	△21.5
15 歳～64 歳	36,095	23,957	16,806	△8.2	13,749	△14.3	11,302	△17.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	13,393	6,053	3,720	△16.0	2,860	△12.1	2,322	△18.8
65 歳以上(b)	4,157	5,645	9,372	3.7	9,908	4.7	9,982	0.7
(a) / 総数 若年者比率	22.2%	16.4%	12.5%		10.9%		10.0%	
(b) / 総数 高齢者比率	6.9%	15.3%	31.4%		37.9%		42.9%	

注) 旧 1 市 2 町の合計値

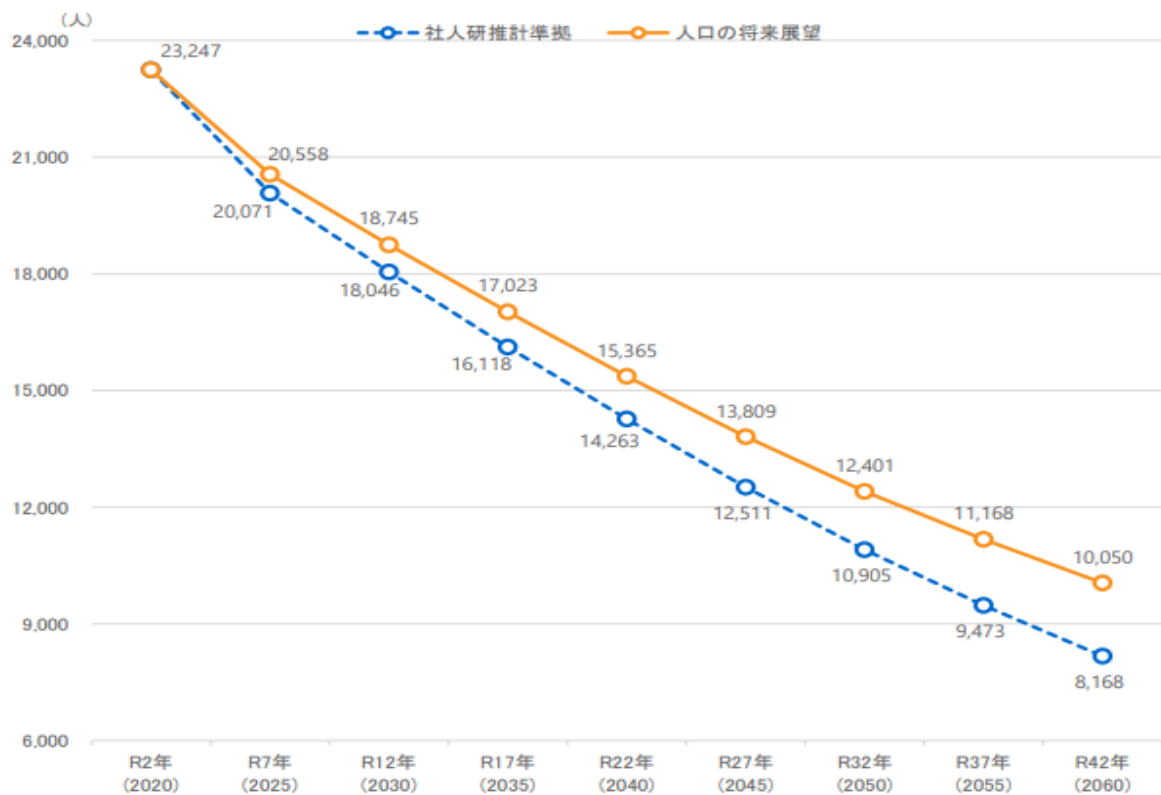
表 1－1 (2) 人口の見通し（人口ビジョン）

区 分	令和 7 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
将来人口推計	20,558 人	17,023 人	13,809 人

“目指すべき将来の方向”を踏まえた施策の効果を見込み、国が算出する人口維持が可能な合計特殊出生率を勘案するとともに、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）が算出した“美祢市の純移動率”と“山口県的美祢市を除く「市」の平均値”を比較し、美祢市の低いところのみ“平均値”まで引き上げることを想定して、本市の将来人口を展望します。

この推計を基準に、人口減少対策の施策を講じ、人口の将来展望として令和42年に社人研準拠推計値よりも約1,800人近い減少抑制を目指します。

[目標人口]



イ 産業人口の推移

産業人口は、令和2年で11,320人と、昭和35年比で約62%の減、平成17年比で約27%の減となっています。

産業構造別では、昭和35年に46.7%を占めていた第一次産業が11.3%と大きく減少し、それに代わり、第三次産業が23.5%から61.3%へと増大しています。第二次産業は、29.8%から26.7%と微減となっています。

このことは、第一次産業は、担い手不足や就業者の高齢化等、第二次産業は景気の長期低迷による企業の進出意欲の低下、設備投資の鈍化、第三次産業は消費の市外流出等の問題点を抱え、就業者数は伸び悩んでいます。

今後、産業構造の変革から第一次産業が占める割合が更に減少することが想定されるとともに、第三次産業が占める割合は相対的に増加するものと考えられますが、生産年齢人口の減少や高齢者比率の増加などを考慮すると、生産規模等が見直されることも予想されます。

新規学卒者や就学等で市外へ転出した若年層が就労できる魅力的な雇用を作ること、共働き世帯の女性や都市圏の企業に勤めながら、地方移住を可能にするリモートワークなど多様な生活スタイルを実現できる環境作りが大きな課題であると考えられます。

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 29,423		人 26,044	% △11.5	人 24,595	% △5.6	人 21,657	% △11.9	人 20,525	% △5.2
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	46.7%		40.7%		38.7%		33.5%		25.0%	
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	29.8%		29.9%		29.1%		29.6%		31.7%	
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	23.5%		29.4%		32.2%		36.8%		43.3%	
分 類 不 能	—		—		—		0.1%		—	

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 19,577	% △4.6	人 18,385	% △6.1	人 18,154	% △1.3	人 16,469	% △9.3	人 15,557	% △5.6
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	25.0%		20.4%		18.6%		16.0%		15.0%	
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	31.3%		33.3%		32.9%		30.2%		27.7%	
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	43.7%		46.3%		48.5%		53.7%		57.2%	
分 類 不 能	—		—		—		0.1%		0.1%	

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 13,984	% △10.1	人 13,033	% △6.8	人 11,320	% △13.1
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	13.3%		12.7%		11.3%	
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	27.9%		26.5%		26.7%	
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	58.3%		59.8%		61.3%	
分 類 不 能	0.5%		1.0%		0.7%	

注）旧 1 市 2 町の合計値

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 20 年 3 月 21 日の合併により、美祢市では部局制を導入し、旧美東町役場及び旧秋芳町役場を総合支所とし、総合的な住民サービスの提供を行っています。

令和 7 年 4 月 1 日現在、市の機構は、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、消防本部などで、特別職を除く普通会計職員数は 334 人、議員定数は 16 人です。また、病院事業局においては、平成 22 年度から公営企業法の全部適用に移行し、2 つの市立病院、介護老人保健施設及び訪問看護ステーションを運営しています。さらに、上下水道局においても、平成 27 年度から公営企業法全部適用に移行し、水道事業と公共下水道事業を一体的に捉え、上下水道事業として運営しています。令和 2 年度から市の基幹産業である観光事業に公営企業法を一部適用し、交流人口の拡大に向けた事業運営を行っています。また、消防においては、市単独で消防本部を設置しており、平成 25 年 10 月から下関市と消防指令業務を共同運用しています。

地方公共団体においては、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応することが一層求められており、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立し、安定的な運営を堅持する必要性から、平成 27 年に「第二次美祢市行政改革大綱」、平成 31 年に「第三次美祢市行政改革大綱」、令和 5 年に「第四次美祢市行政改革大綱」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、行政改革に取り組んできております。

しかしながら、合併算定替えの終了による普通交付税の交付額の減少により、財政状況が厳しさを増す一方で、少子高齢化を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれています。

このような状況下においても、質の高い公共サービスを引き続き提供するためには、効率的な組織再編や行政運営の見直しなど、より一層、行政改革等に取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により浮き彫りとなった、地方行政のデジタル化・オンライン化の推進やリモートサービスの活用・定着の促進など、「スマート自治体の実現」に向けた新たな課題に対する取組等も求められており、従来からの行政課題に加えて、市政の主役である市民に対し、利便性を高めた行政サービスの提供が安定してできるよう体制を整備する必要があります。

イ 財政の状況

本市の財政構造は、歳入面では、約 3 割が市税をはじめとする自主財源、残り 7 割が地方交付税などの依存財源で成り立っています。財政基盤が脆弱であることから、効率的な財政運営を目指して、これまでも行政改革を進め、定員の適正化に努め、人件費抑制の経常経費削減に努めてきました。しかし、財政

構造の弾力性を示す経常収支比率は令和6年度決算で98.4%と高い水準にあり、硬直化が進んでいます。現状では、低迷する経済状況や過疎化による少子・高齢化の進行により、市税の伸びは期待できる状況になく、今後も国の地方財政対策の方向性に、市の財政運営が大きく左右される厳しい財政状況が続くものと予想されます。

歳出面では、公共施設の整備、住民福祉の充実、快適な住環境づくりの整備などの数多くの住民ニーズがあり、今後、到来する施設の老朽化による大量更新等も鑑みながら、限られた財源のなかで公共施設等総合管理計画や財政計画との調整を図っていく必要があります。また、地方債現在高は、令和6年度で約30億円まで減少し公債費負担比率は、12.4%となっています。しかしながら本庁舎や総合支所整備、給食センター及び衛生センターの整備に加えて、令和5年に発生した災害への対応により、公債費は増加する見込みです。

今後は、企業誘致や定住促進などの税収増に向けた施策を展開するとともに、ふるさと応援寄附金を原資とした特定目的基金などの積極的な活用を推進し、自主財源の確保と財政調整基金の取り崩しを最小限に抑え、住民福祉の向上を最優先に、事業の緊急性や重要性を見極めながら、財源の重点配分に心がけて効率的で健全な財政運営に努めていくことが必要です。

ウ 施設整備の現況と動向

本市の施設整備の状況は、生活と生産の基盤である市道の整備状況については、年々向上しており、令和6年度末の改良率66.9%、舗装率86.1%と中水準に上がってきていますが、今後、維持補修等を行っていく必要があります。また、農道・林道の整備については、高齢化した従事者対策や後継者対策としても重要であり、生産性の向上を図り、今後も推進する必要があります。

生活環境施設では、上水道、下水道施設などを計画的に整備し、令和6年度末の水道普及率は91.7%、水洗化普及率は84.4%となっており、市民の生活環境は年々向上しています。今後も本市の広域にわたる地理的特性を鑑み、安定した供給を行うために、浄水場や下水処理場の老朽機器更新、上下水道の計画的な整備や施設の長寿命化などの取組を進めていく必要があります。

保健医療福祉施設では、病院の人口千人あたりの病床数については、過疎・少子高齢化等に伴い、本市の人口が減少していることにより、逆に千人あたりの病床数は増加する結果となっていますが、今後も、公立病院における医療スタッフの人材確保をはじめ、安定した運用や高度・救急医療充実のための医療機器整備など、計画的に進めていく必要があります。

表 1－2（1） 市財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	19,237,788	17,146,639	19,912,518	23,724,680
一般財源	11,774,154	11,365,459	10,658,707	11,510,315
国庫支出金	2,373,254	1,563,701	4,759,666	3,647,499
県支出金	1,339,995	1,159,424	1,149,809	1,253,111
地方債	2,063,200	1,385,500	2,070,300	3,097,700
うち過疎債	272,000	710,700	284,000	2,133,500
その他	1,687,185	1,672,555	1,274,036	4,216,055
歳 出 総 額 B	18,037,043	16,213,269	19,447,055	23,132,483
義務的経費	7,898,069	7,358,771	6,969,557	7,386,609
投資的経費	3,842,755	1,368,442	2,582,993	7,550,666
うち普通建設事業	2,001,959	1,186,111	2,444,068	5,936,928
その他	6,296,219	7,486,056	9,894,505	8,195,208
うち過疎対策事業費	280,262	979,849	770,972	2,429,597
歳入歳出差引額 C（A－B）	1,200,745	933,370	465,463	592,197
翌年度へ繰り越すべき財源 D	581,268	132,387	91,826	374,297
実質収支 C－D	619,477	800,983	373,637	217,900
財政力指数	0.368	0.381	0.389	0.397
公債費負担比率（％）	15.3	15.2	13.1	12.4
実質公債費比率（％）	16.7	14.7	9.0	8.6
起債制限比率（％）	—	—	—	—
経常収支比率（％）	86.9	91.4	94.5	98.4
将来負担比率（％）	126.3	58.0	28.1	112.5
地方債現在高	18,128,302	18,341,948	16,091,421	21,352,207

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	地区名	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市道							
改良率（％）	旧美祢市	61.1	67.0	71.5	—	—	—
	旧美東町	27.6	38.4	53.9	—	—	—
	旧秋芳町	31.9	39.3	58.2	—	—	—
	美祢市	—	—	—	63.6	66.7	66.9
舗装率（％）	旧美祢市	82.9	85.1	86.7	—	—	—
	旧美東町	53.0	66.6	75.6	—	—	—
	旧秋芳町	56.9	69.6	79.3	—	—	—
	美祢市	—	—	—	85.0	85.9	86.1

農道							
延長 (m)	美祢市				135,505	158,641	163,244
耕地 1ha 当たり	旧美祢市	40.7	17.9	21.9	—	—	—
農道延長 (m)	旧美東町	135.9	111.9	119.0	—	—	—
	旧秋芳町	—	—	55.1	—	—	—
	美祢市	—	—	—	34.4	45.7	47.6
林道							
延長 (m)	美祢市				131,924	137,442	137,442
林野 1ha 当たり	旧美祢市	3.9	4.1	3.9	—	—	—
林道延長 (m)	旧美東町	18.0	20.1	24.5	—	—	—
	旧秋芳町	—	—	8.3	—	—	—
	美祢市	—	—	—	3.8	4.0	4.0
水道普及率	旧美祢市	83.6	90.1	94.1	—	—	—
(%)	旧美東町	59.2	71.8	79.0	—	—	—
	旧秋芳町	92.9	99.6	99.6	—	—	—
	美祢市	—	—	—	91.4	91.5	91.7
水洗化率 (%)	旧美祢市	—	39.4	64.6	—	—	—
	旧美東町	6.9	8.4	34.8	—	—	—
	旧秋芳町	—	—	46.4	—	—	—
	美祢市	—	—	—	71.5	80.8	84.4
人口千人当たり	旧美祢市	—	5.0	7.8	—	—	—
病院、診療所の	旧美東町	23.4	72.4	65.2	—	—	—
病床数 (床)	旧秋芳町	—	—	—	—	—	—
	美祢市	—	—	—	19.7	24.2	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

急速な少子高齢化や歯止めのかからない人口減少などにより、地域活力の低下や地域コミュニティの将来への不安などが顕著となっており、また、将来を担う人材の不足などにより、耕作放棄地の増加や森林の荒廃なども問題となっています。本市では、令和7年3月に「第二次美祢市総合計画（後期計画）」を策定し、人口減少対策及び地方創生に取り組んでいます。このことから、当計画では、これらに掲げる基本目標に沿って以下のとおり基本方針を定め、関連する諸施策を実施することにより持続的発展を促進します。

将来像

『若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」』

本市の人口は、国の予測を上回る勢いで減少しており、年間に生まれてくる子どもの数が100人を下回る状況の中、将来にわたる「持続可能なまちづくり」に取り組んでいく必要があります。

わたしたちは、誇れる郷土の建設に向け、ひとが輝き、互いに尊敬し認め合いながら「オールみね」の一体感を生み出すことで、全世代・多様なひとや関係団体など協働で取り組むまちづくりを推し進め、次の「目指すまちの姿」を創造していきます。

- ① 秋吉台を中心とした観光や産業の再生により、「活力ある産業を産むまち」
- ② 秋吉台を中心に、地域など名所で「交流や関係を生み出すまち」
- ③ Mine 秋吉台ジオパークを活かした「自然の保全と地域資源の活用を図るまち」
- ④ 子育て環境が充実し、「安心して産み育てられるまち」・「こどもの笑い声が響くまち」
- ⑤ ふるさと学習やグローバル学習など人づくりを大切にした「教育環境が充実したまち」
- ⑥ しごとや地域で能力を活かし、交流が生まれる「若者や女性が活躍するまち」
- ⑦ 本市の魅力が再認識され、UJIターンが進み、「若者などが定住するまち」
- ⑧ 生活の利便性が集約され、全世代が集う「にぎわいの拠点があるまち」
- ⑨ 全世代が自立し活躍する「地域共生社会」・「地域が輝く活気あるまち」
- ⑩ 全世代、全市民が、多様な協働のまちづくりにより、「自信と誇りを感じるまち」

基本理念

『秋吉台の魅力を活かし、みんなの力で創り出す！「未来につなげる共創CITY」』

持続可能なまちの未来を目指す「将来像」を実現するため、わたしたち市民や多様な主体が手を取り合って、秋吉台をはじめとする美祢の魅力・誇りを未来につなぎます。

美祢の若者、女性、こどもをはじめとする全世代の多様な立場の人々が力を合わせることで、安全・安心で誰一人取り残されない地域を創り、未来につなげていきます。

美祢の強み・魅力である「秋吉台」を活かした観光産業をはじめ、第一次から第三次、そして第六次のあらゆる産業を活性化し地域経済を発展させることで、人々が働き活躍できる場を創り、未来につなげていきます。

美祢の資源を活かした戦略的なシティプロモーションをはじめ、まちの魅力を積極的に発信し、海外や都市圏などとのつながりを深めるとともに、多様な主体が美祢に関わる流れを創り、未来につなげていきます。

基本目標

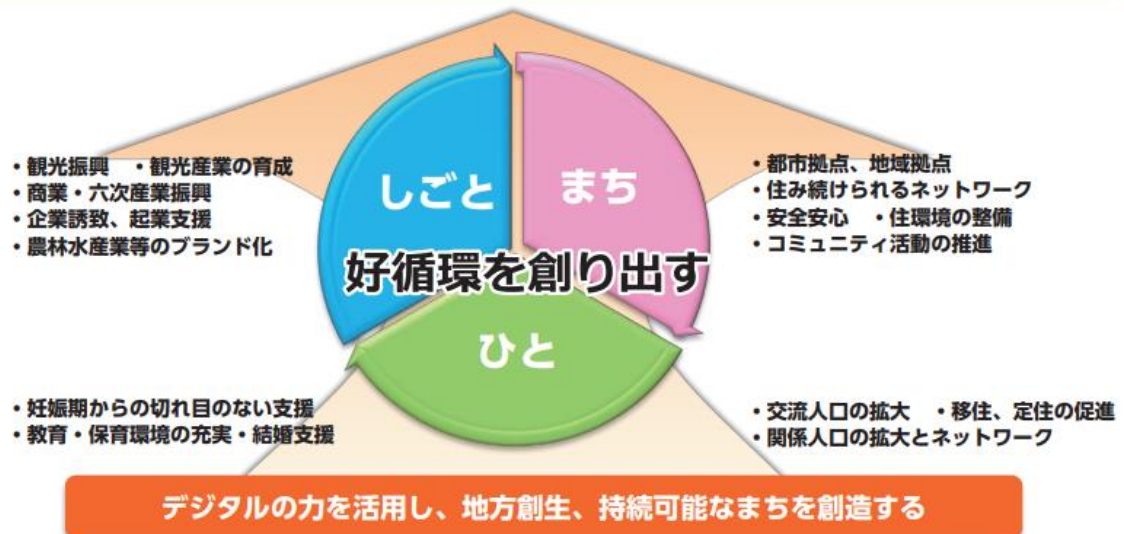
将来像を実現するため、基本理念の下、まちづくり全体の目標として5つの基本目標を設定します。

- ① 「魅力の創出・交流」の拡大
- ② 強みを活かした「産業の振興」
- ③ 市の宝となる「ひとの育成」
- ④ 安全・安心な「まちづくり」
- ⑤ 「自治体経営」の強化

基本方針

- ① 「魅力の創出・交流」の拡大
 - 1. 観光の振興と魅力の創出
 - 2. 交流・関係の拡大と発信の強化
 - 3. 自然・文化の保護と活用
- ② 強みを活かした「産業の振興」
 - 1. 特色を打ち出した農林水産業の振興
 - 2. 商工業の振興と新たな雇用の創出
 - 3. 地域経済の活性化
- ③ 市の宝となる「ひとの育成」
 - 1. こどもまんなか社会づくり
 - 2. 生きる力を高め、将来を担う人づくり
 - 3. 生涯にわたり、豊かなつながりを育む地域づくり
 - 4. 互いに認め支え合えるまちづくり
- ④ 安全・安心な「まちづくり」
 - 1. 健康の維持と医療・福祉サービスの充実
 - 2. 誰もが快適に暮らせるまちづくり
 - 3. 安全なネットワークによる都市基盤づくり
- ⑤ 「自治体経営」の強化
 - 1. 効率的・効果的な行財政運営
 - 2. 市民が主体の協働のまちづくり

若者・女性・地域がかがやき
こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画全般に関わる基本目標として、次の事項を設定します。

1 人口に関する目標

目標指標	基準値	目標値
目標人口	23,247 人 令和 2 年（国勢調査）	18,745 人 令和 12 年
合計特殊出生率	1.17 令和 5 年	1.18 令和 12 年
社会増減	▲244 人 令和 5 年	▲160 人 令和 12 年

目標人口・出生率は、美祢市人口ビジョン

2 財政力に関する目標

目標指数	基準値	目標値
実質公債費比率	8.6% 令和 6 年度	10.0% 令和 12 年度

美祢市財政計画（令和 4 年 9 月改定版）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の基礎となる総合計画では、基本計画において各施策を構成している事務事業に目標値を設定し、毎年、事務事業評価を行い、事業効果を検証し、加えて人口減少を和らげるために取り組む総合戦略において K P I を定め、有識者会議において事業効果の検証を行っています。本計画は、総合計画と強く整合性が図られた内容であり、目標値は総合計画に基づいていることから、総合計画における行政評価時に検証を行い、基本目標における人口の動向と各事業の進捗を評価します。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少・少子高齢化に伴い、歳入は減少する一方、扶助費等の社会保障費の増大により歳出の増加が見込まれ、市の財政状況を圧迫することが懸念される中、本市の公共施設は、今後一斉に建替えや大規模改修が必要な時期を迎えることから、公共施設の維持、更新にあたっては、これまでの考え方を大きく転換させる必要があります。このことを受け、平成 29 年 3 月に「美祢市公共施設等総合管理

計画」を策定し令和7年3月に改訂しました。また、令和2年3月に、「第1次個別施設管理計画（第1次アクションプラン）」を策定し、公共施設等総合管理計画の実行計画として、適正な公共施設マネジメントに向けて取組を推し進めてきました。令和7年3月に第1次アクションプランの計画期間を終えることから、第1次アクションプランの効果や実施において生じた課題等を整理するとともに、社会情勢の変化等を踏まえて施設方針の見直しを行い、適正な公共施設の管理や利活用を進めるため、第2次アクションプランを策定しました。その中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を次のとおり示しています。

施設総量の減量化を進める方向を基本に、必要な施設の持つ機能効果にあった施設の再編、複合化、多機能化の積極的な推進、人口動態や行政サービスの需要量を想定し、市民との合意形成を図りながら、効果的かつ効率的な適正配置に努め、点検や診断等の現状把握に努め、劣化を予測し事前に対策をとる予防保全の考え方を取り入れ、ライフサイクルコストの縮減、維持管理コストの平準化、施設の長寿命化に取り組むとともに、財政状況等を勘案しながら耐震化の推進や必要な修繕による安全確保を図ります。加えて、自然エネルギーの活用や、LED照明の設置によりエネルギー消費の削減やランニングコストの低減を図ります。

なお、インフラ施設はライフラインであるとともに、総量削減は現実的でないため、積極的な長寿命化、長期的な維持管理費用の平準化により、コスト縮減に努めることとしています。

本計画の各施策分野において掲げる公共施設等に係る諸事業は、上記の考え方に則って「美祢市公共施設等総合管理計画」や「第2次個別施設管理計画」との整合を図りつつ、適切に実施します。

2 移住・定住地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

本市では、美祢市定住促進協議会を設置し、移住定住に向けた相談・支援体制の充実、田舎暮らし体験、空き家情報の発信に努め、加えて美祢住宅団地（来福台）をはじめとする宅地分譲により、定住希望者に住環境を提供してきましたが、少子高齢化の進展、本格的な人口減少社会の到来に伴い、人口減少が続いています。

このため、市内には老朽空き家等が増加しており、市民に不安を与えるといった状況も懸念され、利用可能な空き家の効率的な活用に努めていますが、空き家バンクに登録している物件が不足しており移住者の増加にまでつながっていないのが現状です。

今後においても地域コミュニティを維持するため、美祢住宅団地（来福台）などの住宅の提供、住宅取得に対する助成、空き家バンク制度による空き家の活用など住環境整備を継続し、併せて、空き家と遊休農地の提供や若い世代に対応した住宅の提供、高齢者向けの住宅整備促進、住宅ストックの質の維持・向上を図ることが必要です。

■宅地分譲状況（令和 6 年度末現在）

住宅団地名		区画数	実績数	残数
来福台	一般	886	612	274
	集合	96	96	0
長田定住団地		15	14	1
りんどうの丘		34	34	0
計		1,031	756	275

[資料：市地域振興課]

イ 地域間交流の促進

本市では、中国山東省棗莊（ナツメショウ）市と友好都市交流協力協定の締結。台湾南投県及び水里郷と友好交流の促進に関する確認書を締結し、令和 6 年には、水里国民中学と新たな枠組みで姉妹校宣言を締結するに至り、また一般社団法人美祢市観光協会と台湾の野柳地質公園の管理運営企業である新空間国際有限公司及び馬祖地質公園を管理している馬祖地質公園協会は、観光・学術交流促進確認書を締結しており、相互訪問などを通じて国際交流を進めるとともに、市内中学生を海外に派遣し、国際感覚を身に付けた人材の育成に取り組んできました。また、平成 24 年度に開所した台北観光・交流事務所を拠点

に、特に台湾からの外国人観光客の誘客に取り組んでおり、外国人観光客の秋芳洞入洞者数は伸びていました。令和6年には同様の地質資源を有するベトナムのドンヴァンジオパークとの連携協定の締結に取り組むことで国外からの誘客を行っていますが、本市単独での取組には限りがあり、更なる誘客を図るためには、周辺自治体との連携した取組による相乗効果を上げる必要があります。

こうしたことから、海外に向けた連携体制は、県や山口市などと連携していますが、今後の受入体制など市町間の連携を更に充実させていくため、長州路、ながと路、観光交流パートナー協議会及び下関市・美祢市・長門市アウトドアツーリズム広域協議会といった広域観光ルートにおいて、マーケティングを基にプロモーションやターゲットを明確にし、セグウェイツアーの開始、トックトックの導入及びケイビングツアー等の体験型観光を実現するとともにみねDMOの登録DMOへの認定をあしがかりに「観光立市をめざす、おもてなしのまち～未来へつなぐ観光～」を基本理念に掲げています。観光地経営の視点に立ち、みねDMOをはじめ地域の多様な事業者や関係団体と連携を深め、本市の観光・地域資源を最大限に活かした、観光による地域づくりを推進し、地域活性化につなげていきます。

また、単独では情報発信力と都市部との関係性が弱いため、関係促進を図り人材交流を進めることが重要であることから、平成28年11月から7市町により、連携中枢都市圏「山口県央連携都市圏域」を形成し、人口減少社会にあっても、地域を活性化し、住民が快適に暮らし続ける地域を目指した取組を進めております。

今後交流の目的に沿った有効な交流連携施策の検討及び本市に集まる人の持っている関わりを丁寧に拾い上げ、繋いでいく地道な取組を進めていくことが求められています。

ウ 地域づくりの担い手の確保・育成

近年の社会情勢の変化に伴い、市民のニーズは多様化・複雑化しており、新たな観点から地域の活力を促進し、人材の育成を進めるうえで、比較的若い世代に対しては、ジオパーク学習などを通じた、考え方が広がっており、年齢の高い層に対してはおもてなしの心の醸成とホスピタリティの向上を図るとともに、地域資源や人材の掘り起こしを目的に市民との協働によりまちづくりを進めて行くことが求められています。

市民の声を行政運営に生かせる環境づくりや、地域の様々な課題の解決に向け、自ら取り組む、市民活動団体などの各種団体が持つ役割とその活動についての重要性は増加しており、地域コミュニティの組織化や生活支援など助け合い活動を行う暮らしのサポーターの養成など、地域社会の担い手となる人材の育成、確保を進め、地域外の人材（魅力発掘隊）を活用することで、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林業への従事、

住民支援などの「地域協力活動」を進めることにより、住みよい環境を整え、将来にわたり活力ある地域を維持するために、交流・関係人口の創出・拡大に向けた取組が必要となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

市民の快適な暮らしの環境を整備するため、空き家対策を進め、住環境の整備を図るとともに、定住対策の充実を図ります。

(7) 住環境の整備

多様化・高度化する市民の居住ニーズに応じた豊かな住生活を実現するため、民間事業者とも協働しながら、引き続き市住宅団地の販売促進に努めるなど住環境の整備を進めます。

(イ) 空き家対策の推進

空き家等の発生の抑制や空き家等情報バンク等の利活用も含め、総合的に対応していくことにより空き家の増加を抑制し、まちなみやコミュニティの維持に努めます。

(ウ) 定住対策の推進

地域の活性化を推進するとともに、移住・定住促進に係る受入体制を充実することで、市内外から定住の地として選ばれるまちづくりを進めます。

イ 地域間交流の促進

みねDMOと連携した秋吉台地域を中心とした各種大型イベントの魅力の向上を行い、都市圏への発信力強化を図り、交流と関係構築を促進します。また、ツーリズムや都市と農村の交流を進め、地域の担い手と団体育成を図り、教育・研修旅行等をはじめとした観光と地域の振興につなげます。さらに、連携中枢都市圏の形成による新たな地域連携施策も活用し、経済・生活圏の形成推進による地域に関わりを持とうとする「関係人口」に着目し、全国の若者等と地域間交流などの関係化を図り、人材活用によるまちづくりを推進します。

美祢市台北観光・交流事務所を交流の拠点として、東アジアを中心とした観光客誘致を図っており、今後ともインバウンド獲得などの振興を進め、ユネスコ世界ジオパークとの連携、友好都市等との交流や海外研修など、海外での活躍の場づくりに取り組むとともに、本市を舞台とした国際交流活動を積極的に推進します。また、グローバル化の流れが進む中で、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(7) イベントの強化による交流の促進

秋吉台地域を中心としたイベントを開催し、魅力を磨きあげ、本市の観光コンテンツの強化と多様化を行い、交流人口の拡大を行います。

(イ) ツーリズムの強化による交流と関係の拡大

みねDMOと連携した秋吉台を中心に地域の資源を活かしたツーリズムを促進させます。受入地域やせとうちDMOとの連携を通じて組織と人材育成を図り、プログラムに取り組むことで、交流人口と関係人口の拡大を行います。

(ウ) 都市・地域間交流の促進

地域と交流施設の魅力を活かし、田舎体験や学習・研修など多様な地域プログラムを造成し、都市圏等の学生や若者の交流を促進させ、本市の認知度を上げます。

(エ) 山口県央連携都市圏域の取組の推進

連携した双眼型・県境型の連携中枢都市圏での取組を活かし、圏域の経済循環の活性化、行政コストの改善、市民の利便性向上の取組を推進します。

(オ) 関係人口化の推進

地域に関わりを持とうとする都市部の人々が地域づくりにかかわる機会を提供し、「関係人口」化に着目した取組を進めます。

(カ) インバウンド誘客の強化

訪日外国人観光客の獲得に向け、美祢市台北観光・交流事務所を拠点とした海外に向けた誘客プロモーションを強化します。また、本市の認知度向上のため、県や近隣自治体と連携した施策展開を図ります。

受け入れ環境整備として観光施設のキャッシュレス対応、多言語表記などの環境整備に加え、海外のニーズを捉えた美祢市ならではの体験コンテンツの造成やインバウンド対応可能なガイド育成等、快適に旅行を楽しむ受入環境の充実を進めます

(キ) 国際交流の推進

友好都市との交流を進めるとともに、教育や観光、ジオパークの活動など多様な分野を通じた国際交流に取り組みます。

(ク) 多文化共生社会の推進

外国人と市民が、互いに文化的違い等を認め合い、対等な関係で交流ができるよう、多言語化などの環境整備や多文化共生社会の実現に関する取組を進めます。

ウ 地域づくりの担い手の確保・育成

市民のおもてなし意識の醸成を行い、観光振興にかかわる市民の増加を図り、市民総参加のおもてなしにあふれた地域づくりを推進します。また、ふるさとへの愛着や誇りを育み、将来を担う人材の育成に結びつけます。

(ア) おもてなし観光の充実

市内のガイドを中心として、観光客が求めるおもてなしの心の醸成やスキルを向上することで、観光のリピーターを増加させます。

(イ) イベント等の強化による交流の促進

本市ならではのツーリズムの推進や地域の特性を活かした多様なイベント等を開催し、魅力を広げることで、交流の機会の創出・拡大に取り組みます。

(ウ) 地域と連携した活動の推進

自らが進んで参加し、多くの人々とふれあいながら体験活動や学習活動ができる事業を推進します。

(エ) 地域外の人材の効果的活用

地域のニーズに応じ、地域の課題解決に合致した人材の配置を進めることで、地域の活力を促進します。

(オ) 関係人口の創出・拡大

本市への興味・関心を高めるため、情報発信を充実させるとともに、地域づくりに関わる機会を地域外にも提供することで、本市と継続的に関わる関係人口の創出・拡大を図ります

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
	事業名（施設名）		
	事業内容		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
○移住・定住			
空き家活用推進事業(空き家バンク等運営事業)		美祢市	
美祢 I J U 促進事業 (定住促進協議会の支援)		美祢市	
住宅取得促進事業(市内住宅取得促進事業)		美祢市	
I J U 定住促進事業 美祢魅力発掘隊設置事業		美祢市	
空き家等対策事業(危険家屋撤去費助成)		美祢市	
○地域間交流			
関係人口拡大事業 ふるさと交流大使活動		美祢市	
ふるさと人財育成事業（青少年海外派遣事業）		美祢市	
多文化共生推進事業		美祢市	
○人材育成			
地域の想い協働実現事業美祢魅力発掘隊設置事業		美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第２次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業等の振興

本市を代表する「厚保くり」「秋芳梨」「美東ごぼう」などの特産物や新たな製品の振興を進め、収益性の高い農産物の生産を推進することが、農業者の経営安定化に向けて重要な課題です。農家数は令和2年で1,692戸と、平成27年と比較して537戸減少しています。新規就農者の確保に向けて、研修や施設整備など、経営初期支援を行い、認定新規就農者数は順調に増加しています。しかし、農業者の高齢化や後継者不足により、将来的に農業経営が困難となる地域が多く存在しており、担い手の育成・確保に向けた支援体制の更なる充実が必要です。農地等の整備については、基盤整備が進行中の3地区があり、可動堰やため池などの農業用施設も整備が進んでいます。今後も農地整備を進め、農業への取組意欲を向上させることが求められます。

林業についても、過疎化や農林業従事者の高齢化、若年層の地区外流出により、森林の荒廃が進んでいます。十分な維持管理が行われていない森林は機能低下を引き起こし、経営や管理が困難な森林の対策を検討する必要があります。

森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づいて山林管理意向調査を実施し、集積計画を策定しています。また、林道の維持管理を行い、木材生産性の向上を図っています。さらに、スマート林業化を推進し、省力化を目指して森林施業の効率化を進めています。これに加え、地域林業の中核的な担い手である森林組合との連携を深め、森林従事者の新規参入や、専門的な技術・技能を有する指導林業士などの育成を進め、担い手確保施策を積極的に展開する必要があります。さらに、有害鳥獣（イノシシ、シカ、サル、クマ）による農作物や林産物への被害が依然として高い水準にあり、引き続き捕獲や侵入防止対策を強化することが求められています。

■農家数の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家数（戸）	3,344	3,035	2,664	2,229	1,692

[資料：山口県統計年鑑]

■担い手の数（令和7年3月末）

認定農業者	特定農業団体		計
	うち特定農業法人		
88	88	0	88人

[資料：市農林課]

* 認定農業者数には、認定を受けている特定農業法人、農外参入企業などの農業法人を含む。

■ 林業経営体・経営体従事者数（令和２年２月１日）

区 分	数
林業経営体数	55
林業経営体従事員数	218

[資料：山口県統計年鑑]

イ 地場産業の振興

本市では、地域ブランド認定制度「Mine Collection」として、事業者と商品を市の地域ブランドに認定し、ブランド力の強化と認知度の向上を図り、道の駅や直売所を中心に、地域の特産品の販売を進め、地域PR及び交流人口の拡大を図っています。

道の駅「おふく」においては、交流センターの大規模改修を行ったほか、再犯防止・地方創生連携協力事業の実施に伴う、ストアサイトを開設する取組を進めていますが、道の駅「みとう」や直売所「みとう」では、施設の老朽化が顕著となっており、商品を安定供給できる体制づくりや施設の魅力化が課題となっています。

近年では、道の駅の機能も多様化し、道の駅自体が目的地となり、まちなの特産物や観光資源を活かして人を呼び、地域に仕事を生み出す核へと進化していくことが求められています。こうしたにぎわいの創出と交流人口の拡大により、徐々に浸透している秋吉台地域の新たなブランドイメージを高め、滞在時間の延長化を進めることにより、観光消費額を増加させ、地域振興につなげていく必要があります。

今後、「食」は観光産業においても重要なテーマであり、観光資源と地域資源を融合させた、観光、農林、商工など各産業の連携を強化した取組を進め、更なる交流人口の増加と地域特産品の振興のため、県内外への販路拡大を目指す「地産・都商」に取り組み、本市の魅力発信と稼ぐ力の強化に取り組む必要があります。

ウ 企業誘致の推進

市内には企業団地が４ヶ所あり、区画数に対する販売済み区画は90%を超える状況にありますが、稼働区画数は、約77%と昨今の景気状況から、中には事業縮小などで撤退を余儀なくされる企業もあり、まだまだ厳しい情勢は続いています。人口流出抑制のためには、企業が求める人材の育成事業に着手するとともに、中国縦貫自動車道のインターチェンジや、接続する小郡萩道路による地理的条件などを最大限に活かし、進出を計画する企業の掘り起こしはもちろんのこと、進出企業などに対しても適切なアフターフォローをしっかりと行っ

ていく必要があります。

さらに、本市においては産業振興を図る上で、固定資産税免除や雇用奨励金などによる企業誘致を推進してきましたが、企業の選択を受けるためには、良好な地理的条件に加えて本市独自の優位性や産業に関連した基盤整備が求められています。

■市内工業団地の状況（区画数）（令和7年3月末）

団 地 名	区画数	販売数	稼働数
曾根工業団地	11	11	11
美祢工業団地	21	21	12
美祢テクノパーク	4	2	2
リーディングプラザ十文字	12	12	12
合 計	48	46	37
割合（％）		95.8	77.1

[資料：市商工労働課]

エ 商工業の振興

日本経済は長期的な低迷が続く中で物価や賃金の上昇が生じ、少子高齢化・人口減少の急速な進行に伴い、内需の縮小や人手不足が発生しています。このような状況の打開に向けて、産業基盤の強化が求められています。市内事業者の廃業を抑制するため、市商工会や県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等との連携による支援が重要です。また、急速に変化する社会経済情勢の中で、事業者が持続的に活動が続けられるよう、地域での消費拡大と供給連鎖を誘発する環境整備が必要です。中心市街地をはじめ、空き店舗の増加も深刻な問題となっており、その抑制に取り組む必要があります。さらに、魅力ある道の駅として集客力を高めるため、施設の計画的な改修が求められ、道の駅が目的地となるような事業運営の進行が必要です。地域経済の活性化を図るため、これらの施策を連携させて進め、持続可能な経済基盤を構築することが求められています。

■商業データ

（万円、事業所、人）

区 分	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 2 年
年間販売額	2,646,774	3,470,149	2,537,844	3,681,781	2,300,311
事業所数	435	307	288	271	273
従事者数	2,062	1,563	1,669	1,549	1,530

[資料：山口県統計年鑑]

オ 新たな雇用の創出と環境整備

コロナ禍を契機に、働き方の転換が進む中、働き手や企業にとって、地方への移住・移転は、ワーク・ライフ・バランスの充実や災害リスクの軽減の観点から、魅力的な選択肢となっています。特に女性や若者にとって、地方での働き方や生活は、家族や結婚を含むライフステージの選択肢を広げるものとして注目されています。企業の地方進出は、都市圏外の自治体の産業振興につながるだけでなく、人口流出の抑制や関係人口の創出といったメリットもあり、人口減少が進む中で、自治体の企業誘致に対する関心が高まっています。企業誘致活動においては、ターゲットを絞り、県や関係機関と連携し、未利用地の活用も視野に入れた戦略的な取り組みが求められます。企業にとっては、担い手をはじめとした人材確保が重要な課題となっており、特に女性や若年層の労働力確保を進めることが鍵となります。これに対応するため、企業の魅力を発信し、雇用のマッチング支援を強化することが求められます。また、ハローワークや就職相談室と連携した雇用支援、就業支援の強化が不可欠です。地域の若者向けには、「美祢ミニ就職面接会」やキャリアガイダンスを通じて、地元企業への理解を深め、就業を促進しています。また、女性や子育て世代が結婚後も働きやすい環境を整備し、家庭との両立を支援するために、福祉施設の充実を進めています。「美祢市勤労福祉共済会」を通じて中小企業の勤労者に対する福祉向上対策を充実させ、家計や子育ての支援を強化しています。勤労者福祉施設では各種講座やセミナーを開催しており、施設の老朽化が進んでいるため、適正な維持管理が必要です。これらの取り組みを通じて、女性や子育て世代が結婚後も働きやすく、持続可能な地域社会の実現に向けて、地域経済の活性化と魅力向上を進めていくことが重要です。

カ 観光の振興

観光は地域の力強い経済を作り出す重要な成長分野です。本市は、秋吉台や秋芳洞をはじめとした豊富な観光資源を有しており、国内外からの観光客を歓迎するまちづくりに努めています。また、地域が一体となった持続可能な観光地域づくりを進めるため、観光地域づくりの司令塔となる法人（みね DMO）の設立に積極的な支援を行い、組織強化を実施しています。観光産業従事者や観光ガイドを対象にホスピタリティの向上を図るとともに、地域資源や人材の掘り起こしを目的におもてなし人材の育成にも取り組んでいます。さらに、市内中高生に対してはジオパーク学習などを通して、おもてなしの意識醸成を図っています。市全体の観光客数には回復の兆しが見られますが、コロナ禍前と比較すると依然として減少しており、外国人観光客も同様の状況にあります。秋芳洞への入洞者が減少している中、秋吉台・秋芳洞への観光客誘致は美祢市観光事業の生命線ともいえるため、誘致のためのプロモーション、情報発信、ア

クセス整備を強化する必要があります。観光が「目的」から趣味や自己実現の「手段」に変化し、その内容が多様化していることを踏まえ、通過型観光から脱却し、観光客のニーズに応えるための地域資源の掘り起こしや受入環境の整備が急務です。みねDMOと連携しながら、本市の特徴を活かした個性あふれる観光地域を作り上げ、その魅力を積極的に発信していくことで、広く観光客を呼び込み、地域経済を潤し、市民に誇りと愛着の持てる、活気にあふれた地域社会を築いていく必要があります。

■秋吉台周辺の店舗数・宿泊施設数

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
店舗数（件）	29	32	34	34	32
宿泊施設数（件）	1	1	1	1	0

[資料：市観光政策課]

■観光客数の推移

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
美祢市（千人）	1,613	1,481	1,551	1,398	1,443
山口県（千人）	34,092	33,395	35,534	36,308	36,013

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
美祢市（千人）	952	970	1,169	1,194	1,318
山口県（千人）	22,092	22,603	26,625	31,026	32,411

[資料：市観光政策課]

(2) その対策

ア 農業等の振興

本市の特徴ある農業等の振興を市場拡大に向け、戦略的に推し進めることでブランド化を図り、産業の活性化につなげます。また、農業等の維持・振興に向けて集落営農法人の活性化やその連合体等の生産体制の強化を図り、新規就業など受入環境を充実させ担い手の確保・育成を進めます。

遊休農地対策として、作物の振興や就農者の掘り起こしなど、景観対策を踏まえ取組を進めます。

本市の恵まれた森林の持つ多面的機能が発揮され、自然環境の保全が保たれるよう、森林施業の実施や森林作業網を整備し、林業基盤の整備や地域におけ

る山林の環境整備により林業の振興に取り組みます。

(7) 農業等生産基盤整備の推進

老朽化した農地や農業用施設の更新を計画的に実施します。また、生産性の向上や現状に対する必要性に応じた農業生産基盤の整備を推進します。

(イ) 市場ニーズを捉えた農業振興の推進

農業協同組合や各種農業法人、民間事業者などと連携し、消費者ニーズを踏まえた安全・安心な農産物の生産と流通体制の強化を図ります。また、品質向上、開発と生産振興に向けた各種支援を行います。

(ウ) 農業等の担い手の確保

新たな農業の担い手が就業開始に必要な技術等の習得に係る研修や経営の安定化など、経営初期の支援を行い、新規就農者の確保に向けた取組を進めます。また、地域の中心的な担い手である認定農業者の経営改善や集落営農法人の経営安定化に向けた支援を推進します。

(エ) 遊休農地対策の推進

増加する遊休農地の抑制を図るため、新たな担い手や法人・認定農業者等が経営規模を拡大できる環境整備と、多様な担い手を含めた中核 経営体への農地の集積や集約化を促進します。

(オ) 森林環境の整備

森林経営管理制度を活用し、森林所有者とともに経営管理権の計画を定め、適切な森林整備を図ります。また、健全な森林資源の保全と活用につなげるため、木質バイオマスなど新たな有効利用を検討します。

(カ) 林業担い手の確保

カルスト森林組合と連携し、スマート林業化による森林施業の効率化・省力化への取組を推進します。また、森林作業路の計画的な整備を進め、木材生産性の向上を図り、林業経営を安定化させ、担い手の確保につなげます。

(キ) 有害鳥獣による被害防止対策

農作物等への被害防止に向けて、駆除対策組織と連携し、ICT を活用 した対策の導入など有害鳥獣対策を強化します。

イ 地場産業の振興

地域資源の掘り起こしや環境整備による新たな観光産業の育成と担い手の確保を進めるとともに、観光産業や関連産業に携わる事業者、団体等のネットワークを構築し、観光産業を一体的に推進します。

また、地域経済の活性化と観光との連携に向けて、道の駅「みとう」、「おふく」、美祢農林資源活用施設、美祢市農産物加工施設、直売所みとうなどの拠点を活かし、地場産品を市外にPRし来訪を促す機能を充実させます。また、特産品や商品の販路拡大・収入増に向けて連携を強化するとともに、観光客など

に喜ばれる新たな食の開発など、地域資源の活用・工夫に取り組みます。

六次産業化やブランド開発の振興を図り、第一次産業従事者などの所得向上や雇用の拡大、さらには地域の活性化へつなげます。本市の六次産業事業者への支援を実施するとともにブランド力の強化を図り、都市部への地産都商の取組など、農産物加工品等のPR、マーケティング活動により地産外商を進めます。

(7) 観光産業の育成・強化

観光事業者・観光協会などの連携・枠組みを中心とした一体的な取組により、観光産業の育成・強化を図り、産業規模の拡大を目指します。

(イ) 担い手の確保

観光産業を実践する関係各所と連携を取りながら、担い手確保と育成を行い、受入態勢を整備します。

(ウ) 道の駅などの活性化

道の駅などの施設の機能強化を行うとともに、市の特産品のPRや販路拡大に向けた支援を行います。また、観光客に喜ばれる利便性の向上や環境整備を推進します。

(エ) 観光と連携した地場産業の育成

魅力ある地場産商品の充実化を行い、生産量の増加、収入増に向けた支援を行います。特に観光産業では「食」の重要性は高く、開発・販売・提供が一体的に行えるよう、生産者と関係者などの多様な連携を図り、地域と観光が一体となった食の開発に取り組みます。

(オ) 六次産業化の推進

農業者や女性、法人など多様な主体が、地域資源を活用した新たな付加価値の創出にチャレンジできる環境を整備し、その情報発信を行うことを通して、六次産業化の取組や新たな特産品の開発などを支援し推進します。

(カ) ブランド化の推進と強化

農林水産物加工品などのブランド化を推進するため、生産管理体制の充実や質の強化とブランド力を育成し、製品の生産拡大に向けた取組につなげます。

(キ) 消費拡大の推進

六次産業産品、ブランド産品などの質の向上により、流通とPR・プロモーションの強化を図るなど、県内外の消費拡大を促進するため、マーケティング活動を支援します。

ウ 企業誘致の推進

本市の有する地域資源を活かした企業誘致を進め、産業の活性化と市民等の雇用の創出に取り組みます。

(7) 企業誘致活動の推進

企業進出に対する優遇措置のPRをはじめ、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、地域経済牽引に取り組む事業者への支援等を行うことで、市内での雇用創出を図ります。

(イ) 時代に即した事業用地の確保と利用促進

本市の高速道路網の整備による交通利便性の立地条件を活かした事業用団地の造成や空き地、空き工場への企業進出について、ICT等を活用した新たな働き方に即した事業スペースの利用等、更に積極的な働きかけを行い、新たな雇用の場の創出を行います。

エ 商工業の振興

県、商工会及び関係団体との連携を強化し、市内商工業者の経営の安定化を支援するとともに、小売業、サービス業等の事業承継や経営基盤の強化、さらには起業を支援します。また、魅力ある企業活動の創出に向け、ビジネスマッチングやICTの導入による新産業や付加価値の高い産業の創出を進めていきます。

都市拠点・地域拠点に便利な都市機能が集約され、公共交通等によりネットワーク化された「集約型都市構造」を目指します。

(7) 商工業の活性化

市商工会、金融機関等と連携した多種多様な課題解決に向けた支援体制を強化することにより、にぎわいの創出と商工業の活性化に向けた支援を行います。

(イ) 事業承継等の推進

後継者不在による廃業を抑制するため、国や県をはじめとする関係機関との連携強化を図りながら事業承継を推進します。

(ウ) 商工業団体等の機能強化

商工会などの機能強化を行い、融資制度の利用促進や市内商工業者の連携強化を行います。また、商工団体と多様な主体の連携により、にぎわいの空間づくりの検討と推進を行います。

(エ) 起業・創業への支援

市商工会と連携し創業支援セミナーの開催や空き店舗等の利活用に対する支援を行います。

(オ) 立地適正化計画の推進

立地適正化計画で定めた方針や施策などに基づき、計画的なまちづくりを進め、低未利用な不動産等を活用するなど便利な都市機能や居住の維持・誘導を図ります。

(カ) 都市基盤施設の整備・充実

安全で安心な都市基盤を構築するため、街路など都市インフラの整備を進

めます。

オ 雇用環境の整備促進

市民等の雇用の創出に取り組み、学生や若者に対し、地元企業の魅力を発信し、地元での就労を促すとともに、就労の機会・場を提供することで、働きたい人と人材を求める企業とのマッチングを行います。また、労働者に対する福利厚生を向上させるため、勤労者福祉共済制度への加入促進に取り組みます。

(7) 若年者の地元就労支援

若年者やUターン者等の市内就労を促進するため、中高生に対する地元企業等の魅力発信の取組を充実させるとともに、市内就労者に対する優遇制度の構築や定住施策と連動した効果的な情報発信を行います。

(イ) 就労機会・場所の確保

各種雇用相談や県内外のジョブフェアへの出展の拡大、就職面接会及びキャリアガイダンスの継続と充実を図り、就労機会・場を確保します。また、シルバー人材センターを活用し、高齢者の就業機会の確保に取り組みます。

(ウ) 女性、子育て世代及び高齢者の就労支援

雇用人材の確保や女性活躍の推進のため、職場定着の促進に向けた魅力ある職場環境の整備に取り組む企業等を支援します。また、シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就業機会の確保を図ります。

(エ) 勤労者福祉施設の有効活用

勤労者福祉施設の適切な維持管理を行いつつ、各種講座・セミナー等の充実による利用促進を図ります。

カ 観光の振興

魅力ある観光コンテンツを発掘・開発するとともに、観光客の視点に立って楽しめる体験プログラムを造成するなど着地型観光を推進します。また、観光客が、「訪れやすい」「回遊しやすい」環境整備と秋吉台地域を中心とした老朽化施設の計画的な整備や景観の保全を推進します。

情報の多様化が進む中で、「秋吉台」「秋芳洞」などの知名度を全国的に高めるため、魅力的な観光PRや滞在型観光コンテンツの情報戦略を推し進めます。また、地域ブランド商品、ジオパーク活動など、都市圏住民等に対し、本市が選ばれるため一体的に連携し、宣伝展開を図ります。また、市全体の競争力の底上げを図るため、多様な情報を複合的に構築化し、シティプロモーションを強化します。

(7) 着地型観光の推進

「Mine 秋吉台ジオパーク」を活用し、産業観光や着地型観光などの観光プログラムの構築を促進していきます。また、三洞などを活用した体験プログ

ラムを造り、誘客を図ります。

(イ) 特徴ある資源を活かした観光の振興

秋吉台・秋芳洞などの資源を最大限に活かしたブランディングを推し進めていきます。また、観光産業の生産性の向上や観光消費額の拡大につなげるため、みねDMOの取組を支援することで、地域が一体となった持続可能な観光地域づくりを進めていきます。

(ウ) 交通アクセスの整備

路線バス等の二次交通利用の観光客が、域内を周遊できる交通環境を整備することで満足度の向上を図ります。

(エ) 観光施設等環境の改善

観光施設の計画的な改修等を行い、観光客等の安全、利便性・快適性と魅力度の向上を図ります。また、観光地にふさわしい景観対策を推進します。

(オ) 広域連携による観光交流の推進

山口県央連携都市圏域やながと路観光連絡協議会などの枠組みによる広域連携を活かし、本市への観光ルートの確保と一体的な振興を図ります。

(カ) 観光情報の発信の強化

マーケティングに基づき、ターゲットに最も効果的で印象的な手法及びテーマ等で、観光情報を国内外へ向け発信することで、情報発信力の強化を図ります。

(キ) 新たな情報発信の取組

最新のデジタル技術を活用した新たな情報発信の手法を取り入れていきます。また、近隣の自治体と情報を共有し合いながら広域での情報発信を図ります。

(ク) 受け手目線の情報発信

本市の認知度を高めるため、情報の受け手目線に立ち、親しみやすいキャラクターの活用やSNSによる効果的かつ効率的な情報発信を図ります。また、ロケ地誘致の拡大など、フィルムコミッションの強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
	事業名（施設名）		
	事業内容		
2 産業の振興			
(1) 基盤整備			
○農業			
農村地域防災減災事業　ため池改修		美祢市	
農業水路等長寿命化　頭首工改修		美祢市	
県営経営体育成基盤整備事業 岩永本郷地区基盤整備		美祢市	
農業競争力強化基盤整備事業(基盤整備事業) 伊佐中央地区区画整理		美祢市	
農業競争力事業(暗渠排水整備) 暗渠排水整備		美祢市	
単独土地改良事業　農地・農業用施設小規模改修		美祢市	
有害鳥獣被害防止対策事業		美祢市	
(3) 経営近代化施設			
○農業			
経営近代化施設照明設備改修		美祢市	
農事組合法人施設整備事業		美祢市	
(4) 地場産業の振興			
○流通販売施設			
直売所施設照明設備改修		美祢市	
(7) 商業			
○共同利用施設			
灯る街づくり事業		美祢市	
都市・地域拠点活性化推進事業 (都市・地域拠点整備)		美祢市	

(9) 観光又はレクリエーション		
道の駅賑わい創出事業	美祢市	
道の駅照明設備改修	美祢市	
観光施設改修事業 秋芳洞通路整備	美祢市	
観光施設改修事業 照明設備改修	美祢市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
○第一次産業		
美しい山づくり事業（森林再生）（竹林整備、作業路網開設）	美祢市	
林道維持管理事業	美祢市	
森林整備推進事業	美祢市	
家畜診療所事業（家畜診療所の運営に係る負担金）	美祢市	
担い手育成総合支援事業	美祢市	
新規就農者支援事業	美祢市	
新規就農資金利子補給事業	美祢市	
新規就農者定着促進事業	美祢市	
新規就農者農地確保支援事業	美祢市	
○商工業・六次産業化		
商工業活性化事業（市内商工業の振興及び活性化のための支援）	美祢市	
住宅リフォーム助成事業 （市内事業者を利用し、住宅リフォームした者に対し工事費の一部を助成）	美祢市	
六次産業化推進事業	美祢市	
地産・地消推進事業（地方創生協力事業）	美祢市	
ミネコレクション推進事業（6次産業化商品の開発支援）	美祢市	
人財・企業育成活性化事業（求職者就職相談、就職支援講座の実施）	美祢市	
高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター運営補助）	美祢市	
○企業誘致		
企業誘致推進事業 （企業立地を促進し、雇用創出や産業振興、地域経済の活性化）	美祢市	

	○観光		
	観光推進体制強化事業（観光協会負担金）	美祢市	
	観光関係団体連携強化事業（観光事業会計）	美祢市	
	外国人観光客受入体制充実事業	美祢市	
	観光プロモーション事業	美祢市	
	観光推進体制強化事業（宿泊施設誘致事業、アクティビティ事業等）	美祢市	
	広域連携事業	美祢市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	期間	備 考
美祢市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)計画とおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第2次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信分野の整備

本市では、現在、住民サービスの向上や地域間交流の促進を目指し、効果的・効率的な情報の収集・発信を可能にするため、平成 20 年度的美祢市有線テレビの高度化事業、平成 21 年度の秋芳地域ケーブルテレビ整備事業、令和 3 年度の美東地域情報通信基盤整備推進事業を通じて、高速情報通信基盤を整備しました。

防災行政情報の提供においても、既存告知放送設備により災害発生時に全世帯に情報を発信することで、住民の安全安心の確保に大きな貢献をしていますが、設備の老朽化及び美祢、美東・秋芳地域の音声告知放送は、異なるシステムで管理しているため、統一したデジタル化が課題となっています。

また、本市の観光情報を発信するため、インバウンド向けの多言語化や観光施設へのWi-Fi設置など、情報・通信環境の整備を図っていますが、活用を広げていくためにキャッシュレス化による利便性の向上やグローバル化への対応、ICT活用による効率化に早急に取り組んでいく必要があります。

今後、5Gなどの高速・大容量、低遅延、多数同時接続等の特長を備える情報通信インフラの整備が進む中、都市部と過疎地域の通信環境格差が生じることが懸念されるため、各種の情報をだれもが取り残されことなく享受できるよう、グローバル化や地方創生による都市間競争が激化する中、他との違いをしっかりと打ち出し、本市の特徴や魅力を活かした情報の提供を進める必要があります。

(2) その対策

ア 情報通信分野の整備

最新の情報通信技術を積極的に取り入れ市全体の競争力の底上げを図るため、多様な情報を複合的に構築化し、行政情報や産業情報の共有や受発信を行い、住民生活の利便性の向上を図ります。

(7) 地域情報化の推進

デジタル技術・データ連携を活用し、行政サービスの利便性と透明性を高めるとともに、医療・教育・交通・産業など地域課題の解決につながる「地域DX」を推進します。高齢者・障害者を含む誰一人取り残さないデジタル社会の実現を基本理念とし、市民・事業者・行政が協働して持続可能な地域経営と暮らしの質の向上を図るスマート地域づくりを進めます。

(1) 観光地経営の高度化

マーケティング視点に基づく観光地経営の高度化を進め、短時間滞在型から滞在・周遊型への転換を図ります。観光と他産業の連携による付加価値の創出や人材確保・育成を促進するとともに、旅行者の行動・消費データの収集・分析を通じた「観光DX」を推進します。これらの取組を継続的に検証・改善し、稼ぐ力の強化と地域経済への波及効果拡大をめざします。

(ウ) 市政情報の効果的な発信

市民や市外者のニーズを的確に捉え、効果的な発信による交流と関係化を深めるため、広報、ホームページやケーブルテレビの内容の充実化に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分			事業主体	備考
	事業名（施設名）	事業内容		
3	地域における情報化			
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	○その他			
	情報通信システム管理事業		美祢市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	○情報化			
	デジタル情報発信事業		美祢市	
	広報作成事業		美祢市	
	地域情報化推進事業		美祢市	
	○デジタル技術活用		美祢市	
	DX推進事業		美祢市	
	防災通信事業 (防災情報アプリケーションの活用)		美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第2次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 体系的な道路網の整備

中山間地域に位置する本市において、道路は日常生活や経済活動に欠かせない社会資本です。国道・主要県道については着実に道路改良が進展していますが、令和6年度末の市道改良率は66.9%、舗装率は86.1%にとどまり、依然として市民生活に密着した生活道路の整備が遅れています。市が管理する道路橋についても、建設後50年を経過する高齢化した橋梁が多く、補修や架け替えの費用が一時的に集中することが予測されます。さらに、道路及び道路上の重要構造物は、従来の事後保全から予防保全への転換が進んでおり、既存構造物の健全性低下防止や長寿命化が求められています。これにより、安全性を確保し、コストの縮減と平準化を図る必要があります。今後は、既存の施設を延命させながら、未整備区間の改良を進め、市民生活や生産活動の利便性・効率性の向上を目指し、総合的な道路交通体系の整備を進めていく必要があります。

■市道の整備状況（令和7年4月1日現在）

区 分	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	橋梁箇所
1 級	78	129,400	119,736	92.5%	125,051	96.6%	108
2 級	96	100,839	73,094	72.5%	90,478	89.7%	84
その他	930	424,870	245,660	57.8%	348,321	82.0%	354
計	1,104	655,109	438,490	66.9%	563,850	86.1%	546

[資料：市建設課]

イ 公共交通の充実

本市の公共交通網は、JR美祢線代行バスと6つのバス会社によるバス路線が運行されており、バス路線が整備されていない地域ではデマンド型乗合タクシーを運行しています。しかし、利用者が少ない便や便数が少ない路線もあり、乗り継ぎ時間の短縮など、地域の実情を踏まえて段階的に再構築する必要があります。また、災害によって全線が不通となったJR美祢線については、関係者と協議のうえでBRT（バス高速輸送システム）を含む代替案を検討段階に入っており、迅速に交通網の復旧を目指しています。公共交通の利用者減少が続く中、高齢者や学生などにとって公共交通は依然として重要なインフラであり、市民全体で“乗って支え、乗って守る”意識を醸成することが求められます。さらに、公共交通の利便性、効率性、持続可能性を高めるためにデジタル技術の活用が不可欠です。路線バスやデマンド型乗合タクシー（ジオタク）の再編、

自家用有償旅客運送（ジオバス）の導入、夜間タクシーの確保、利用しやすいダイヤ設定など、利用者目線に立った移動手段の維持・確保が進められています。

(2) その対策

ア 体系的な道路網の整備

未整備区間の改良等により、安全で快適な道路網の整備を進めるとともに、法定点検や長寿命化計画により道路上の重要構造物（橋梁、トンネル、標識等）に必要な予防保全的管理（更新・修繕）を確実に実施します。

(7) 道路網の整備・充実

計画的な道路整備を継続するとともに、長寿命化修繕計画に沿って、重要構造物の予防保全的な維持管理、維持補修を実施します。

(1) 快適な道路環境の確保

安全で地域にふさわしい快適な道路環境づくりを目指し、地域との協働・連携による維持管理を進めます。

イ 公共交通の確保・充実

「持続可能なまちづくり」の一翼を担う地域公共交通網を構築する視点に立ち、福祉分野や教育分野、観光分野の連携により、継続的改善を進め、地域のニーズにあった交通網の再編・構築を目指します。

(7) 公共交通の維持・利用促進

バスや鉄道、タクシー等の交通事業者や地域団体など多様な主体との協働により地域の実情や利用状況に応じた輸送モードを総動員し、安定した公共交通サービスの提供に取り組みます。

(1) 運転士不足の解消

運転士となる人材の育成・確保を促進するとともに、ライドシェアや次世代自動車等による新たな移動手段を視野に入れた実証的な取組の導入を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
	事業名(施設名)		
	事業内容		
4 交通施設の整備、交通手段の確保			
(1)市町村道			
○道路			
荒川線(改良、舗装) L=900m、W=8.0m		美祢市	
河原丸山線(改良) L =460m W=8.75m		美祢市	
正覚瀬々川線(歩道拡幅) L =800m W=7m 防災・安全社会資本整備交付金事業(歩道拡幅)		美祢市	
吉則榎田線(交通安全施設整備) L=1000m W=12m		美祢市	
北河内小野線(改良) L =140m W=4.0m		美祢市	
小井手線(舗装補修) L=0.9km W=7.0m		美祢市	
吉則線照明設備事業		美祢市	
○橋りょう			
橋梁長寿命化整備事業 (点検補修)		美祢市	
四ノ瀬線橋梁改修事業		美祢市	
二ノ小野線橋梁改修事業		美祢市	
友吉線橋梁改修事業		美祢市	
助行常森線橋梁改修事業		美祢市	
道場線橋梁改修事業		美祢市	
招魂場線橋梁改修事業		美祢市	
日永相行線橋梁改修事業		美祢市	
大番線橋梁改修事業		美祢市	
西湯の口1号支線橋梁改修事業		美祢市	
上曽原線橋梁改修事業		美祢市	
保ヶ原線橋梁改修事業		美祢市	

	水無線橋梁改修事業	美祢市	
	横坂徳定線橋梁改修事業	美祢市	
	秋谷線橋梁改修事業	美祢市	
	上絵堂線橋梁改修事業	美祢市	
	下村分線橋梁改修事業	美祢市	
	西湯の口本線橋梁改修事業	美祢市	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	○公共交通		
	ジオタク運行事業 (デマンド型乗り合いタクシー運行)	美祢市	
	生活バス路線維持費補助事業	美祢市	
	JR美祢線利用促進事業	美祢市	
	地域公共交通協議会事業 (地域公共交通協議会負担金)	美祢市	
	○交通施設維持		
	橋梁安全安心推進事業	美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第2次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 暮らしの環境整備

より良い生活を営むために、地域環境や住環境の整備が必要であるとともに、豊かな自然の中で生活し続けられるよう、自然環境や生活環境の保持が重要です。

公園・緑地については、自然尊重型都市公園の桜山総合公園や秋吉台国際芸術村、秋芳北部総合運動公園のほか、美祢さくら公園や来福台団地に身近な公園の整備を進め、その中で、美祢さくら公園や道の駅みとう河川公園に大型遊具を設置するなど、市民が活用しやすい憩いの場としての機能の充実を図っています。

今後は、市民の多様な価値観を考慮し、都市防災にも対応できるよう公園・緑地の「量」の確保だけでなく、「質」の向上も図る必要があります。また、都市公園など公園施設の点検を行うとともに、施設の整備・更新など再編整備を行っていく必要があります。

市営住宅については、耐用年数が過ぎ、老朽化が進行している住宅が多数あり、これらの一部について、高齢者や障害者に配慮したバリアフリーなど、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、計画的に改善・建替え・撤去を進め、併せて市営住宅ストック長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減につなげていく必要があります。また、老朽化した木造住宅は、大地震により倒壊する危険性が高く、安全・安心な生活を送るためには、住宅の耐震化を早期に図る必要があります。旧耐震基準（昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準）の住宅については、住宅の耐震診断を実施できる環境整備を進めることが求められています。

生活環境については、令和7年度に完了した美祢市衛生センターの基幹的設備改良工事により、施設の経年劣化に対応するとともに、し尿から浄化槽への転換に伴う処理需要の変化にも対応可能となりました。また、斎場については、人生の終焉を迎える場として、誰もが利用することとなる必要不可欠な施設であり、火葬を適切に行うためには、経年劣化等による改修・更新について、適正に維持管理を行っていくことが必要です。

イ 消防・防災の推進

近年、全国的に風水害や地震等の自然災害が頻発化・激甚化しており、本市においても、令和5年6月末から7月初めにかけて、線状降水帯による記録的な大雨が発生し、家屋や道路、河川、農地などに甚大な被害をもたらしました。大規模な自然災害が発生した場合、市民の生命・財産を守るためには、公

助だけでは限界があり、自助・共助の取組を強化する必要があります。地域防災力の強化に加え、国や県、他自治体、民間事業者との連携が不可欠です。また、河川の浚渫工事をはじめとするハード・ソフト両面からの防災対策を進める必要があります。さらに、消防防災施設の更新整備や消防職員・団員の確保、火災予防や救命教育の充実など、消防・救急体制の強化が求められています。

■火災発生状況

区 分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
建 物	6	5	6	6	7	7
林 野	1	1	1	1	1	0
車 両	5	2	3	5	3	3
その他	14	6	8	12	12	4
爆 発	0	0	0	0	0	0
総 数	26	14	18	24	23	14

[資料：美祢市消防本部 消防年報]

ウ 交通安全・防犯対策と消費者の安全の推進

通学路や生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の確保や、幹線道路での交通安全対策を更に推進する必要があります。また、横断歩道がない箇所での道路横断や反対車線へのはみ出しによる重大事故が発生しているため、引き続き警察と連携し、死亡事故ゼロを目指した啓発活動を行う必要があります。年間犯罪件数は減少しているものの、依然としてうそ電話詐欺に繋がる不審電話が発生しており、地域住民主体の防犯対策を充実させるために、行政や関係団体、市民との協働が求められています。さらに、消費者が安全で安心した生活を送るために、複雑化・多様化する消費者問題の解決に向けた体制強化が必要です。市民一人ひとりが意識を高め、地域全体で支え合う体制を構築することが求められています。

エ 循環型社会の推進

近年、限られた資源を有効活用し、循環型社会を構築することが強く求められています。本市のごみの排出量は、令和 6 年度は 6,562 t で、排出量は近年減少傾向にあります。

可燃ごみについては、固形燃料としてリサイクルしており、また不燃物を処理する美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市美東一般廃棄物最終処分場は、埋立期間の延長により引き続き埋立処分が可能となりました。今後ごみの分別や出し方についての意識啓発に努め、ごみの排出量のさらなる抑制を進めていく必要があります。

■ごみ排出量の推移

(単位：t)

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ごみ排出量	7, 595	7, 437	7, 218	6, 907	6, 562

[資料：市生活環境課]

オ 上水道・下水の整備

本市の水道事業の給水人口は令和 6 年度で 18,968 人であり、その普及率は 91.7%ですが、老朽化した施設や管路が存在し、未給水地区も残っています。未給水地区の解消に向け、施設や管路の拡張を進めるとともに、既存の老朽化した施設や管路は更新や耐震化を行い、災害に強い水道施設の構築に努めています。また、原水硬度を低減した水道水の要望が高いため、硬度低減化にも取り組んでいます。これらの施策には大きな財政負担が伴うため、近隣市との施設統合や水の融通、事務の連携を進め、長期的に持続可能な水道事業を維持するための財政計画を進めることが重要です。水道料金は全市統一されていますが、収支バランスを取る適正料金の設定が課題です。下水道事業では、公共下水道、農業集落排水事業、環境衛生施設（コミュニティプラント）で汚水进行处理し、施設統合や効率的な手法を模索しています。環境衛生施設は特定環境保全公共下水道事業として整備されています。下水道事業でも施設の延命と計画的な更新が必要で、下水道料金については農業集落排水事業との適正な統一が求められています。

■上水道等データ（令和 6 年度末現在）

行政区域内人口	給水人口	上水道	簡易水道	水道普及率
20, 680	18, 968	9, 214	9, 754	91.7%

[資料：市上下水道局]

■公共下水道等データ（令和 6 年度末現在）

区 分	公共下水道	農業集落排水	コミュニティプラント
処理（排水）人口	7, 335	2, 172	66

[資料：市上下水道局]

(2) その対策

ア 暮らしの環境整備

衛生施設の適正な維持、管理を進め、快適で衛生的な生活環境の確保に取り組めます。また、市や事業者、市民等が一体となって環境保全に取り組むことで、良好な生活環境づくりを進めます。また、合併浄化槽設置整備事業の継続により公共水域の水質汚濁防止など、生活環境の充実を図ります。

市民の快適な暮らしの環境を整備するため、市営住宅の適切な整備を図ると

ともに、市民が公園や緑地で憩い、自然とふれあいながらゆとりある気持ちで暮らせる環境の整備に向けて、住民ニーズを勘案しながら公園・緑地整備を進めます。

(7) 環境衛生の推進・充実

市民との協働による清掃活動・美化活動を推進するとともに、環境保全協定に基づく公害の未然防止や生活環境の保全に取り組みます。また、未給水地域の水源確保を支援するとともに、衛生施設の適正な維持管理と合併処理浄化槽の普及により適切な生活排水対策を推進します。

(イ) 斎場・墓地の適切な管理運営

斎場や墓地を安心して利用できるよう、適切な管理運営を行います。

(ウ) 公園・緑地の整備と景観の保持

自然環境に配慮した市街地整備と土地利用を誘導し、計画的な公園・緑地の整備及び景観の保全・形成を図ります。

(エ) 市営住宅などの整備

市営住宅の改善・解体等を計画的に実施し、管理戸数の適正化と建物の長寿命化によるライフサイクルコストの削減に取り組みます。

イ 消防・防災の推進

市民の安全・安心を確保するために、日ごろからの防災等に対する市民意識の醸成に取り組むとともに、大規模災害等に即時対応できる体制づくりを進めます。また、火災や災害時などに確実、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防本部組織の強化と消防施設や車両・資機材の整備、防火水槽などの消防水利の充実強化に努めるとともに、地域防災力の中核的な役割を担う、消防団の充実強化・活性化を推進します。

また、水源涵養機能をもった森林の整備に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

(7) 防災意識の普及・啓発

地域防災力の強化を図るため、防災イベントや防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に対する普及・啓発を進め、市民自らが行う防災・減災対策の実施を促進します。

(イ) 災害対応力の充実・強化

災害発生時に備えて整備・強化を行った、安全・安心メール、防災行政アプリ、戸別受信機をはじめ多様な情報伝達手段の運用など、いざという時に速やかに対応できるよう、職員を対象とした防災訓練や研修を継続的に実施します。また、県や近隣自治体、防災関係機関と連携した合同訓練等を実施し、広域での支援体制の強化を図ります。

(ウ) 防災拠点の機能の強化

消防庁舎・消防防災センターを消防職員・団員の訓練施設、市民への防災

教育訓練施設として活用し、防災拠点としての機能の強化を図ります。

(イ) 消防・救急体制の充実

火災や緊急時に迅速に対応するため、消防車両や防火水槽等の計画的な整備と消防職員等の資質向上に努めます。市民や事業者に対し、防火意識の啓発や応急手当の普及などに努めます。

(オ) 治山・治水の推進

山地災害や浸水などを未然に防ぐため、関係機関と連携し、治山・治水対策を計画的に進めます。

ウ 交通安全・防犯対策の推進

行政・警察・地域など、関係機関が連携し、市民の交通マナーや交通ルールの意識を高めるとともに、地域全体による防犯意識の高揚と防犯活動の促進を図り、安全で安心な社会を目指します。

(ア) 安全意識の啓発

交通指導員等による登下校時の見守り活動を実施するほか、高齢者に対して、様々な機会を通じて交通安全教育を重点的に実施します。また、運転免許証の自主返納を促進する支援を行います。

(イ) 交通安全施設等の整備

関係機関（地域、警察、学校）と連携し生活道路、通学路における危険箇所把握と対策案の検討を行うとともに、早期解決に向けた交付金等を活用した整備に取り組みます。

(ウ) 防犯対策の推進

防犯ボランティア団体を中心とした地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりが犯罪に巻き込まれないための防犯思想の普及啓発活動を推進します。

(エ) 消費者への啓発推進

複雑化・多様化する消費者問題に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。また、出前講座や研修会等の消費者教育を実施することにより、消費者被害の防止に取り組みます。

エ 循環型社会の推進

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本理念とし、環境への負荷低減の考え方や実践について啓発し、一人ひとりが廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、排出された廃棄物については、適正な処理を行うことにより、ごみの減量化と再資源化を図り、循環型社会の構築を目指します。

オ 上水道・下水処理施設の整備

水道事業においては、硬度低減化を兼ねた水道統合整備を推進します。また、

未給水地区における飲料水水源確保事業についても、日常生活の安定に向けて適切に推進します。

下水道事業においては、公共下水道・農業集落排水などの事業を横断した施設の統合など、効率的手法を行います。さらに経年化した管路の更新が計画的に進めることで、安定した事業運営を進めます。

上下水道設備は、社会基盤の根幹を担うものであることから、造成等により新たに生じる事業用地や住宅地の環境整備に対応できるよう計画的な施設の整備普及を図ります。

(7) 上水道の整備と安定した事業運営

経年劣化し更新時期を迎えた管路や施設の保全・更新を、耐震化などの安全性を高めつつ、財政計画に沿って進めていきます。また、定期的に適正料金について検討を図りながら安定した事業運営を行います。

(イ) 下水道の整備と安定した事業運営

整備手法の異なる下水道等の運営に関しては、それぞれの実情に応じた計画的な施設の維持管理と長寿命化に取り組むとともに、更新時の効率的な施設統合や料金の適正化により、安定した事業運営を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
事業名(施設名)	事業内容		
5 生活環境の整備			
(1) 水道施設			
○上水道			
旧簡易水道の上水道施設整備事業（麻生地区）		美祢市	
旧簡易水道施設整備事業 老朽管布設替工事		美祢市	
旧簡易水道の上水道施設整備事業（於福地区）		美祢市	
(2) 下水処理施設			
○公共下水道			
公共下水道事業 汚水管敷設事業		美祢市	
公共下水道事業 浄化センター長寿命化工事		美祢市	
公共下水道事業 浄化センター照明設備改修		美祢市	
○農村集落排水設備			
農業集落排水事業 汚水処理施設の整備		美祢市	

	○地域し尿処理設備		
	環境衛生整備事業 秋吉広谷浄化センター整備事業	美祢市	
	環境衛生整備事業 管渠等更新工事	美祢市	
	合併浄化槽設置整備事業 (合併処理浄化槽設置補助)	美祢市	
	(3) 廃棄処理施設		
	○ごみ処理施設		
	ごみ処理施設照明設備改修	美祢市	
	(4) 火葬場		
	火葬場照明設備改修	美祢市	
	(5) 消防施設		
	消防・防災等施設整備事業 高機能指令システム長寿命化事業	美祢市	
	消防・防災等施設整備事業 (常備)	美祢市	
	消防・防災等施設整備事業 (非常備)	美祢市	
	消防・防災等施設整備事業 高規格救急自動車更新、消防車両更新	美祢市	
	消防団拠点施設等整備事業 (車両更新)	美祢市	
	消防団拠点施設等整備事業 (2箇所、装備品等の更新)	美祢市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業		
	○生活		
	飲料水水源確保事業 (ボーリング等設置補助)	美祢市	
	○防災・防犯		
	交通安全施設整備事業 (反射鏡、ガードレール、区画線整備)	美祢市	
	(8) その他		
	防犯設備整備事業 (防犯灯・防犯カメラ設置、取替補助)	実施主体	
	危険ため池整備事業	美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第2次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア こども・若者支援や子育て支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、共働き家庭の増加や地域とのつながりの希薄化が進んでいます。このような中で、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、身近な相談場所のニーズが高まっています。安心して子どもを産み育てるための環境づくりが求められており、経済的負担を軽減するために医療費の負担軽減や幼児教育・保育の無償化などに取り組んでいます。さらに、今後も子育て家庭の負担や不安を解消するため、地域全体での支援が重要です。働き方の多様化や施設の老朽化に対応するため、子育て世代に合った保育サービスや就学前教育の充実が求められています。また、幼児期に多様な体験や学びを提供できるよう、教育・保育の質の向上が必要です。こうした課題に対応するため、平成26年度に創設した「美祢すこやか子育て基金」や、子育て支援の総合的な拠点として「美祢市こども家庭センター」を設置し、子育て環境を整えています。今後も地域社会全体で子育て支援を充実させる取り組みを進めていく必要があります。

■児童人口の推移（各年4月1日現在）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童人口（人）	2,045	1,933	1,815	1,665	1,529

〔資料：市地域福祉課〕

イ 高齢者福祉の充実

本市の高齢化率は、令和7年3月末現在で45.9%であり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、更に速いペースで高齢化が進むと予測されます。このような中、高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加、老老介護の進行が懸念され、介護人材の不足も深刻化しています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、更なる対策が求められます。これに対応するため、医療、介護、介護予防、住まい支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進が不可欠です。また、コロナ禍で縮小した高齢者の社会参加活動の再開と、それを支える人材の育成も急務です。介護需要の増加に伴い、地域全体での支援体制強化が求められています。

■高齢者のいる世帯数の推移（単位：世帯）

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢者単身世帯	1, 225	1, 411	1, 490	1, 677	1, 663
高齢者夫婦世帯	1, 550	1, 654	1, 584	1, 711	1, 795

[資料：国勢調査]

ウ 障害者福祉の充実

本市における令和 6 年 4 月現在の障害者手帳交付数は、延べ 1, 898 名であり、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所有者数は増加しています。このような中、障害や障害のある人への正しい理解の促進や、多様化・複雑化する個々のニーズに応じたサービス提供が更に求められます。特に災害発生時など、平時には想定されない地域支援が必要な場合を想定し、実例を参照しながら障害者に配慮した仕組みや体制の構築が重要です。また、障害のある人の就労・雇用支援について、市内企業との連携を強化し、商工会への説明会や就労支援事業所の見学・意見交換会を実施していますが、相互理解の機会や制度の周知が不十分であり、更なる充実が必要です。

■障害者手帳交付状況

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
身体障害者手帳	1, 410	1, 405	1, 388	1, 351	1, 354
療育手帳	277	281	289	292	292
精神障害者保健福祉手帳	238	251	262	268	252

[資料：美祢市障害者計画・美祢市障害者福祉計画]

エ 地域福祉の充実

人口減少や少子化、高齢化が急速に進行する中、家庭の機能や地域のつながりが弱まり、社会的な孤独・孤立が問題となっています。さらに、福祉だけでなく、保健医療や就労などの分野にまたがる支援が必要な人々や、子育てと介護を同時に抱える世帯など、複雑化した問題に対する対応が求められています。これまでの「支える側」と「支えられる側」という二分論にとどまらず、市民が互いに支え合いながら、心豊かに暮らし続けられる地域共生社会の実現が必要です。これに欠かせない民生委員・児童委員などの人材確保は、人口減少や高齢化により困難となり、適任者の確保が課題です。また、生活保護では、他法他施策の活用や社会福祉協議会、ハローワークとの連携により、就労支援を行い自立を助長し、適切な保護の実施が求められています。

(2) その対策

ア こども・若者支援や子育て支援の充実

産前から出産、産後以降の育児まで安心して子育てができるよう、地域や事業者等との連携のもと一貫したつながりのある子育て支援環境の充実に取り組みます。

少子化、人口減少を加味して、認定こども園への整備を含めた施設の統廃合とともに保育サービスの利用における、適正な量の確保と施設や公的サービスに依存しない柔軟な体制整備を目指します。

(7) 妊娠・出産・育児に関する支援体制の強化と子育て環境の充実

誰もが安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期までの包括的な支援制度の充実に取り組みます。併せて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てに関する不安や悩みに対応できるよう、地域子育て支援拠点を中心に安心して子育てができる環境づくりを推進します。

(1) 幼児教育・保育環境の充実・整備

就学前児童が健やかに成長できるよう幼児教育・保育環境の整備を推進します。また、多様な保育ニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実と質の向上に取り組みます。

(2) 支援が必要なこどもとその家庭への支援

児童虐待の発生予防、早期発見及びヤングケアラーなど生活に困難を抱えるこどもや家庭に必要な支援につなぐため、「こども家庭センター」を中心に地域や関係機関と連携した相談支援体制の強化を図ります。

(3) ひとり親家庭等に対する自立支援の推進

ひとり親家庭や生活困窮家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図るとともに、関係機関と連携した自立支援を推進します。

イ 高齢者福祉の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、重点的で柔軟な施策を進めます。

(7) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターを核として在宅医療と介護の連携強化、生活支援体制の整備、認知症施策の推進など、多様化する市民ニーズに応じた取組を推進します。

(1) 社会参加の促進

老人クラブや地域住民グループ等の主体的な活動を支援し、高齢者の生きがいと社会参加を促進します。

(2) 介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態になること、また、重度化することを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域での主体的な介護

予防活動を支援します。

(イ) 介護サービスの質の向上と適正化の推進

高齢者が、それぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスを自ら選択し利用できるよう、介護給付の適正化に努め、介護サービスの質の確保・向上を図ります。また、介護需要に的確に対応できるよう、介護に携わる人材の確保及び質的向上を推進します。

(ロ) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が在宅生活を継続できるよう、介護保険サービスに加えて、本人やその家族の多様なニーズに対応した各種サービスを提供します。

(ハ) 生活習慣病等の予防の推進

がん検診や特定健康診査の受診率を高め、生活習慣病の早期発見、早期治療を促します

(ニ) 健康増進対策の推進

ライフステージに応じた日頃の健康づくり、食生活改善・運動・禁煙などを推進し、市民が主体的に健康づくりに取り組める機会の創出や仕組みづくりに取り組みます。

ウ 障害者福祉の充実

障害があっても、地域の一員として自立した生活ができるよう、自立支援協議会等と連携し、適切な日常生活支援、就労支援を充実します。

(ア) 地域で暮らせるまちづくりの推進

障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるための啓発、広報に努めます。地域住民との連携の下、災害時など様々な状況を想定した仕組みや体制の整備・構築に取り組みます。

(イ) 地域生活の支援体制の充実

障害のある人や障害のあるこどもの日常生活及び社会生活の総合的な支援にむけて、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業等の体制整備を推進します。また、障害のある人等が適切な支援を受けられるように、市内のみならず周辺圏域を含めた関係機関が連携を図るための協議の場を設け、支援方法や体制整備を推進します。

(ウ) 自立支援と社会参加の促進

一人ひとりに合った就労の場が提供できるよう、関係機関と連携し、障害特性に応じた幅広い就労・雇用への支援を充実させます。また、外出の支援、活動や交流の場の充実を図るとともに、障害のある人があらゆる分野の活動に参加するために必要な情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通が図れるように努めます。

エ 地域福祉の充実

地域の福祉課題を把握し、行政、民間事業者、地域住民などが連携し、それぞれの役割を明確にしながら、互いに助け合い、支え合い、地域とともにつくっていくことができる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

(7) 地域福祉活動の支援

多様な主体が地域福祉活動を円滑に実施できるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉活動団体などの連携を一層強化し、地域福祉を担う組織、人材の活動を支援します。

(イ) 地域で支え合う体制の実現

地域の多様な団体や関係機関が福祉ネットワークを構築し、身近な地域での相談を受け、見守りや生活支援といった「自助」「互助」「共助」を基本に、地域における支え合い体制の充実に努めます。

(ウ) 包括的支援体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、こどもや高齢者、障害者など生活困窮者を含む全ての人を対象に、多機関協働による属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進する重層的支援体制整備事業に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
事業名（施設名）	事業内容		
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
	(1) 児童福祉施設		
	○保育所		
	保育園照明設備改修	美祢市	
	保育園整備事業（美東地域）	美祢市	
	(3) 高齢者福祉施設		
	○その他		
	カルストの湯照明設備改修	美祢市	
	(4) 介護老人保健施設		
	施設整備、介護機器購入 美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢	美祢市	
	(5) 障害者福祉施設		
	○障害者支援施設		
	地域活動支援センター（ひので）照明設備改修	美祢市	

(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
○児童福祉			
福祉医療費助成事業（ひとり親・乳幼児・子ども医療）	美祢市		
すくすくみね子育て応援事業	美祢市		
地域子育て応援事業	美祢市		
児童クラブ運営事業	美祢市		
○高齢者・障害者福祉			
高齢者就業機会確保事業	美祢市		
入浴施設高齢者送迎事業	美祢市		
配食サービス事業	美祢市		
福祉タクシー助成事業	美祢市		
福祉医療費助成事業（重度心身障害医療）	美祢市		
介護人材確保推進事業	美祢市		
敬老会行事開催事業	美祢市		
○健康づくり			
健康百寿プロジェクト事業	美祢市		
妊産婦健康診査事業	美祢市		
乳幼児健康診査事業	美祢市		
不妊治療助成事業	美祢市		
妊産婦・小児オンライン医療相談事業	美祢市		
○その他			
地域福祉関係団体支援事業	美祢市社会福祉協議会		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第2次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 保健・医療提供体制の充実

本市は「美祢市の地域医療を支え育てる条例」を施行し、安心して医療を受けられる体制づくりを進めていますが、医療従事者不足が課題となり、医療の縮小や制約を受けています。これに対し、医療従事者確保のため「美祢市看護師奨学金貸付条例」を制定し、引き続き努力しています。市立2病院が中核となり、医療機関の連携と安定的な運営が求められます。さらに、医療費適正化や後期高齢者医療制度の窓口業務対応が求められています。高齢化社会の進行に伴い、医療提供体制を効率的に整備し、救急医療やかかりつけ医の活用が重要となります。

■市立病院の病床数（令和7年4月1日現在）

区 分	美祢市立病院	美祢市立美東病院	計
病床数（床）	115	100	215

(2) その対策

ア 保健・医療提供体制の充実

保健・医療サービスの充実に向け、病院や関係機関を中心として連携を更に強化し、既存の医療体制の基盤を十分に活かしながら、市民が使いやすく安心できる、適切な提供体制や質の充実を進めていきます。

(7) 医療提供体制の充実

住み慣れた地域で安定的・継続的に医療を受けることができるよう、市立2病院を核として市内外の医療機関と連携した効果的な地域医療体制を維持します。また、医療需要に応じた医療従事者の人材確保に努めます。

(4) 救急医療体制の堅持

救急医療を担う医療機関と消防が緊密な連携を取ることに加えて、市民の適正な利用が救急医療の維持につながることから、相互の役割を理解し、持続可能な体制を維持していきます。

(9) 生活習慣病等の予防の推進（再掲）

がん検診や特定健康診査の受診率を高め、生活習慣病の早期発見、早期治療を促します

(1) 健康増進対策の推進（再掲）

ライフステージに応じた日頃の健康づくり、食生活改善・運動・禁煙などを推進し、市民が主体的に健康づくりに取り組める機会の創出や仕組みづく

りに取り組みます。

(カ) 国民健康保険の安定的運営

財政運営主体である県と連携し医療費の適正化に努めるとともに、効果的な疾病予防事業等に取り組むことにより財政の健全化を図り、国民健康保険の安定的な運営に努めます。

(キ) 後期高齢者医療制度の適切な運営等

保険者である山口県後期高齢者医療広域連合と連携し、市の役割である各種窓口業務の適切な運営に努めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより効果的な保健事業の実施に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
	事業名（施設名）		
	事業内容		
7 医療の確保			
(1) 診療施設			
○病院			
施設改修、医療機器 美祢市立病院		美祢市	
施設改修、医療機器 美祢市立美東病院		美祢市	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
○自治体病院			
医師確保対策事業（医師の勤務改善に要する経費）		美祢市	
緊急医療体制整備事業 山口県救急安心センター負担金拠出事業		美祢市	
緊急医療体制整備事業 一次救急医療事業		美祢市	
緊急医療体制整備事業 二次救急医療運営事業		美祢市	
看護師確保事業		美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第2次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育・人材育成の充実

市内の小学校（9校）と中学校（5校）の児童生徒数は、令和7年5月1日現在で、988人であり、年々減少傾向にあります。今後、更なる児童生徒数の減少が予想されます。また、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代の進展に対応した魅力と活力に満ちた学校の創造と地域の将来を担う心豊かな人づくりが求められています。子どもたちに、よりよい教育環境を提供するとともに、子どもたちの学習環境に大きな格差が生じないようにするため、保護者や地域の方々の意向に十分配慮しながら学校の適正配置を進めることが必要となっています。

このような状況の中、社会総がかりによる教育を推進することによって地域とともにある学校づくりを目指す「コミュニティ・スクール」に、市内の全小中学校を指定し、一定の成果が認められており、その重要性は高まっています。また、社会の情報化が急速に進展し、ICTは多様な学習のための手段として活用されてきており、これらを適切に活用した学習活動を充実させることによって学力の向上を図る必要があります。さらには、郷土を愛し、将来本市に居住する児童生徒を育成することや、心の教育を充実させることも重要となっています。

教育施設については、老朽化のため新築・改築・改修等による長寿命化や学校給食センターへの施設の集約備品の充実等で教育環境の向上を図っていく必要があります。

■児童数及び生徒数の推移（各年5月1日）

（単位：人）

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校児童数	837	766	713	644	601
中学校生徒数	483	466	430	428	387
計	1,320	1,232	1,143	1,072	988

[資料：市学校教育課]

■旧校舎の活用事例

施設名	旧学校名	活用概要
美東桂岩ふれあいセンター	桂岩小学校	自然体験、農林業体験、宿泊体験
秋芳八代ぬくもりの里交流センター	八代小学校	農業体験、自然観察会、イベント
田代コミュニティセンター	田代小学校	地域コミュニティ活動、生涯学習

鳳鳴地域交流センター	鳳鳴小学校	地域コミュニティ活動、イベント
川東コミュニティセンター	川東小学校	地域コミュニティ活動、生涯学習
東厚コミュニティセンター	東厚小学校	地域コミュニティ活動、生涯学習

イ 生涯学習・スポーツの推進

社会生活の変化による余暇時間の増加、平均寿命の伸長などを背景に、生涯を通じて余暇を楽しみ、生きがいのある生活へのニーズが高まっており、幼児から高齢者までが学ぶことができる環境づくりが求められています。また、自らが夢を持ち、未来に向けて生きる力を養うため、自主的に活動できる環境づくりが必要となりますが、各地域の拠点施設の老朽化による維持費増加などの課題もあり、公共施設の整備と合わせ、施設の複合化の検討を進める必要があります。特に図書館の老朽化に伴う再編が必要となっています。

このような中、現状や課題を踏まえたうえで、市民の学習ニーズの的確な把握に努め「いつでも、どこでも、だれでも、なにからでも」学ぶことができる、生涯学習推進体制の条件整備が重要になっています。

また、多様化するスポーツニーズに対応した、生涯を通して、だれもが、体力や年齢、技術・興味に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめるような生涯スポーツ社会の実現を目指した取組が必要となっています。

また、インターネットやスマートフォンの普及などにより、青少年を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、抱えている悩みもますます複雑かつ多様化しています。非行を防止し、健全な育成を図るためには、学校と連携しながら、家庭や地域社会での教育力を高める必要があります。

ウ 人権尊重社会の形成

性別や国籍、世代を超え、また、障害の有無にかかわらず社会を構成する全ての人権が尊重される社会の実現が強く求められています。また、インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから他人を誹謗中傷するなど、人権に関する新たな課題も生じています。

このため、人権意識の高揚を図り、実践的な人権感覚を養うことを目的に、地域住民を対象とした推進大会や、学習会・研修会用の教材の提供など、地域社会における人権教育・啓発活動を計画的に推進しています。また、自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って多様な学習機会を提供しています。

今後も、人権尊重の理念のもと、現存する様々な人権問題に対応するため、多様な学習機会の充実・啓発活動を展開していく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育・人材育成の充実

小・中学校が地域や保護者、公民館等と連携して「目指す子ども像」を共有するとともに、ジオパーク学習といった本市の特色をカリキュラムの中に位置付けることによって、社会総がかりでの人材育成を目指します。

学校現場におけるＩＣＴ環境、語学力や異文化への理解・コミュニケーション力を備えたグローバル人材育成に向けた取組や、情報教育を推進し、子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備します。

(7) 郷土を語れるこどもの育成

小中学校 9 年間を見通した系統的・継続的な小中一貫教育を実践し、学校・家庭・地域が総がかりでこどもたちの学びや育ちを支援します。また、ジオパーク学習を推進し、ふるさと美祿の事が語れる子どもの育成を目指します。

(4) 未来を切り拓く教育と豊かな心を育む教育

これからの時代に対応した人材の育成を図るため、探究的学びや体験活動を充実させるとともに、学び方を自己選択・自己決定しながら問題解決を図ることで、学ぶことの楽しさを実感し、豊かでしなやかな心と健やかな体を備えた、主体的に考えて行動できる人づくりを進めます。また、学校教育を補完する公設塾において、探究的学びを広く波及させます

(7) 教育環境の整備・充実

安全・安心な学校運営ができるよう学校施設の整備や維持管理、通学支援を行うとともに、デジタル化など時代に対応した教育環境の充実を図ります。また、質の高い教育を維持・発展させるために、教職員の働き方改革に取り組みます

(1) 学校給食の充実

安全・安心な学校給食を提供し続けるため、学校給食施設の学校給食センターへの集約を推進します。また、学校給食を通じた食育と給食食材の地産地消を推進します。

(4) 高校教育の振興

高等学校に対する補助や探究的学びが実践できる環境整備等により、魅力ある高校教育全体の振興を支援し、連携を強化します。

イ 生涯学習・スポーツの推進

生涯学習・生涯スポーツのメニューの充実を図り、多様化する市民のニーズに応じた事業を推進します。

青少年の健全な育成を推進するため、学校や地域の方々との連携と参加を得ながら、子どもたちが安全・安心に、様々な体験活動や学習活動できる場の充実を目指します。

(7) 生涯学習の推進

市民の自主的な学習活動を支援し、生涯学習フェスタなどの学習成果を発揮する機会の拡充を図ることで、これらの機会を参加者と学習成果の発

表者が共に成長できる場へと深化させていきます。また、市内図書館の一体的な整備と利用環境の充実を図り、市民の学習機会と多様な文化に触れる図書館機能の充実を図ります。

(イ) 生涯スポーツの推進

市スポーツ協会加盟団体と連携し、誰もがスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めます。また、地域におけるスポーツ振興を展開していくため、指導者の育成やスポーツ団体の活動を支援します。

ウ 人権尊重社会の形成

(ア) 人権擁護の啓発と推進

国、県、民間団体等との緊密な連携の下、人権意識の向上に向けた啓発により、多様性が尊重され、差別のない地域社会の実現に取り組みます。

また、人権教育ふれあい講座・リーダー講座等を通じて、市民一人ひとりが様々な人権課題を自分事として捉えるよう、意識の醸成に取り組みます。

(イ) 男女共同参画社会の推進

女性があらゆる分野の政策決定過程から参画できる機会を拡充するとともに、「男性・女性はあるべき」という固定的な役割分担意識を解消し、仕事も家庭も共に担う環境づくりを促進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
事業名（施設名）	事業内容		
8 教育の振興			
(1) 学校教育関連施設			
○校舎			
小中学校施設改修事業	美祢市		
学校施設統合整備事業（美東地域）	美祢市		
小中学校施設の照明設備改修	美祢市		
小中学校施設整備事業（特別教室空調整備）	美祢市		
○水泳プール			
美祢市温水プール照明設備改修	美祢市		
(3) 集会施設、体育施設等			
○公民館			
公民館照明設備改修	美祢市		
公民館整備事業（秋吉地域）	美祢市		
○集会施設			
地域交流センター整備事業	美祢市		
駅舎地域交流ステーション（於福駅舎、厚保駅舎）照明設備改修	美祢市		
美祢来福センター照明設備改修	美祢市		
鳳鳴地域交流センター照明設備改修	美祢市		
コミュニティセンター照明設備改修	美祢市		
○体育施設			
美祢市美東弓道場照明設備改修	美祢市		
美祢市弓道場・アーチェリー練習場照明設備改修	美祢市		
美祢スポーツセンター照明設備改修	美祢市		
美祢市民球場照明設備改修	美祢市		
美祢市武道館照明設備改修	美祢市		
美祢市大嶺高校記念体育館照明設備改修	美祢市		
美祢市多目的広場照明設備改修	美祢市		
体育館照明設備改修	美祢市		
テニスコート照明設備改修	美祢市		
○図書館			
図書館整備事業（美祢地域）	美祢市		
図書館整備事業（秋芳地域）	美祢市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第２次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進展や、若年層の流出により、従来行われてきた地域活動や集落機能の維持が困難になってきています。このため、地域活動の根幹となる地域コミュニティの活性化が求められています。

令和7年4月末現在、本市には439の行政区が存在し、一行政区当たりの平均世帯数は24戸となっています。市中心部にあたる大嶺町東分では、その数値は高くなり、その多くは、来福台をはじめとする住宅団地や集合住宅に集中しています。

今後は、市民参加のルールづくりや市民参画機会創出を促進していく中で、より市民協働のまちづくりを進めていくためには、地域のまちづくりを支える市民活動団体や地域コミュニティの育成が必要であり、地域経営を担う組織やコミュニティ組織が主体的に実施する取組に対し、地域コミュニティの活性化を促すよう、地域課題に対応するための支援を実施しています。特に持続可能な地域の構築に向けて、美東町赤郷地域や伊佐町堀越地域をモデル地域として、地域の主体的な活動に対し、総合的な支援を実施しており、他地域への波及効果を促す必要があります。また、域外の人材（魅力発掘隊）を活用することで、新たな観点から地域の活力を促進して行くことが有用です。

■小規模高齢化集落数（令和7年4月30日現在）

区 分	行政区数	小規模高齢化集落数	割合（％）
美祢地域	255	96	37.6
美東地域	77	18	23.4
秋芳地域	107	48	44.9
計	439	162	36.9

[資料：市地域振興課]

*小規模高齢化集落…19戸以下かつ高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）50%以上の集落

(2) その対策

(ア) コミュニティ機能の維持

自治会等による法人格取得や拠点づくり、デジタル技術の導入などを積極的に支援し、コミュニティ機能の持続可能性を高めます。

(イ) 地域が主体となった取組の支援

市民が自らの住む地域の課題を共有し、その解決に向けて主体的・計画的に取り組めるよう、地域の特性やニーズに応じて実効性のある支援を段階的

に実施していきます。

(ウ) 地域を支える人材の確保・育成

地域おこし協力隊や集落支援員を効果的に配置することで、担い手の確保・育成に努め、地域を支える体制の強化を図ります。

多様化する地域の課題に対し、地域住民と行政が連携し、それぞれの役割を明確にしながら、協働による持続可能な地域の実現に向けて取り組みます。

各地域の住民組織等がまちづくりの課題解決に主体的に取り組んでいけるよう、地域の担い手の育成や地域運営組織の形成、環境づくり等の支援を行います。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分			事業主体	備考
	事業名（施設名）			
	事業内容			
9 集落の整備				
（２）過疎地域持続的発展特別事業				
○集落整備				
さわやかロード美化活動事業			実施地区	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第 2 次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア ジオパーク活動の推進

本市には、特別天然記念物秋吉台・秋芳洞をはじめ、日本最大の無煙炭産地であった大嶺炭田、日本最古の公営銅山である長登銅山など地質遺産が存在し、それらによって培われた、人々の歴史、文化、生活があります。

これらのジオ資源を保全し、地域住民がその価値を理解し、地域への誇り「地球の遺産を知り、守る」想いの意識を醸成し他地域へ発信していくことが求められています。ジオパーク活動が盛んになることにより、研究者、ジオツアー客の増加による交流人口の拡大、特産品の流通増とともに「地球の未来について考えられる人材」育成が見込めます。

地域の活性化や人口減少社会への対策として、本市の地勢を最大限に活かせるジオパーク活動を推進し地域社会の持続可能な発展を図る必要があります。このジオパーク活動の根幹ともいえる地質遺産等の保全に関して、秋吉台地域を中心とした重要な地質遺産等を永続的に守るために保全管理計画を策定し、実施していく必要があります。また、自然科学分野における資源や資料の収集・保存や展示、一般公開、教育、観光との連携など、市内外も含めてさらに普及させていくには、博物館等ジオパーク拠点施設の機能を強化していく必要があります。

地形・地質、自然、文化（文化財・伝統文化）の各分野における遺産の価値を明らかにし、ジオパーク活動を認知している市民の数を増やし、市全体で更なるジオパーク活動の拡大が求められており、認定ジオガイドが行うジオツアー参加者やジオガイドの人数は増加しているものの、これまで以上に活動に関わる市民の裾野を広げる取組を手掛けることが必要です。

イ 芸術・文化の振興

本市では美祢市民会館・各公民館・秋吉台国際芸術村などそれぞれの活動拠点において、特色ある活動の展開に努めていますが、活動団体の硬直化や高齢化が進み、新たな展開が少なくなっています。また、特色ある文化活動をしているにも関わらず、情報が十分に浸透していないことから、参加状況に地域的な偏りなどがみられます。

このことは、若年層の文化活動への参加が低調な状況であり、若年層が文化・芸術にふれあい、関心・意欲など意識の醸成を図る必要があります。また、世代を超えて交流できるような市民の文化活動の拠点施設が必要になっています。

ウ 文化財の保護と活用

市内には特別天然記念物秋芳洞をはじめ、数多くの貴重な文化財・伝統芸能・民俗芸能が存在しています。

これらの貴重な文化財や伝統芸能を後世に伝えるため、地域の方の協力や秋吉台科学博物館などの施設で保存管理を行っていますが、施設の老朽化などの理由により、今後の維持管理が懸念されています。また、高齢化、人口流出により文化財・伝統芸能・民俗芸能に対する市民の意識が希薄化し、その保存と継承が困難になりつつあります。

このため、各施設間の連携強化や施設の充実を図りながら、文化財・伝統芸能・民俗芸能を広く市民に周知し、将来にわたり保存継承していくことのできる環境づくりが求められています。

■指定文化財の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	指 定			計
	国	県	市	
有形文化財		2	32	34
無形文化財				
有形民俗文化財		3		3
無形民俗文化財		2	3	5
史 跡	1	1	6	8
名 勝			2	2
特別天然記念物	2			2
天 然 記 念 物	4	1	24	29
計	7	9	67	83

[資料：市文化財保護課]

(2) その対策

ア ジオパーク活動の推進

市民の主体的活動を軸に、「Mine 秋吉台ジオパーク」の保全と活用を図ります。山口大学をはじめとする高等学術機関との連携や他国のユネスコ世界ジオパークとのネットワークの構築を進め、市民活動とともに、ユネスコ世界ジオパークへの認定に向けた取組を進めます。

ジオパークの拠点施設でもある博物館機能の充実に向け、市内全域の博物館等施設の資源を十分に活かし、保全と学習、交流の拡大につなげていきます。

(7) 博物館等ジオパーク拠点施設の充実

秋吉台を中心とした地質資源や歴史や文化に関する資料の保存や学習・交流施設の魅力化、拠点化のため、秋吉台科学博物館他、同様施設のあり方を検討し、充実・機能強化を図ります。また、ジオパーク活動や観光施設との連携を図り、新たな見学ルートの開発を行います。

(イ) ユネスコ世界ジオパークの基準に基づく活動・認定

国際的な基準で活動するジオパークとして、社会が直面している重要課題への意識を高める目的で、「地球に寄り添い、人とつながり、未来のあり方を考え行動する社会」の実現を目指し、活動します。

(ウ) 教育・交流による人材育成

ジオパーク学習等を通じて、愛着やふるさとに誇りを持つ気持ちを育むとともに、国内外のジオパークとの交流や連携を強化し、グローバルな人材を育成します。また、ジオパークの国際的価値を分かりやすく伝えていくために、博物館機能等の充実をはかっていきます。

(エ) 「持続可能な開発」に基づいた活動

多様な人が訪問しやすい地域となるため、観光関連機関等と連携したジオツーリズムの促進やビジビリティ（視認性）の強化を行います。また、多様な主体の活動とジオパークを連携することで、地域の活性化や課題解決につなげます。

イ 芸術・文化の振興

市民の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、活動成果を発表できる場の確保に努めます。また、芸術・文化活動の情報発信を充実させ、幅広い年齢層の参加を促進します。

(ア) 芸術・文化活動の活性化

市民の文化意識の向上と文化活動への参加の契機となるよう、多様な手段による活動情報の発信に取り組みます。

(イ) 芸術・文化団体などの育成支援

市民の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、活動成果を発表できる機会の確保に努めます。また、幅広い年齢層の参加を促進し、地域の芸術・文化活動の担い手の育成・確保に取り組みます。

ウ 文化財の保護

市民の文化財や伝統芸能に対する意識を高め、これら貴重な資源の保存、継承、活用に努めます。

(ア) 文化財の保存管理の推進

貴重な文化財を後世に伝えるため、積極的に情報発信し、多くの人に伝えることで文化財に対する意識の向上を図り、保存管理や活用を推進します。また、文化財の保存・継承活動の普及に向けて、啓発活動や関係団体への支援を行います。

(イ) 伝統芸能の保存・継承と活用

伝統芸能の保存・継承に対する支援を行います。

また、市民が親しみをもって伝統技能に触れることができるよう、他事業

との連携や活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
事業名（施設名）	事業内容		
10 地域文化の振興等			
（１）地域文化振興施設等			
○地地域文化振興施設			
ジオパーク拠点施設改修工事		美祢市	
市民会館照明設備改修		美祢市	
（２）過疎地域持続的発展特別事業			
○地域文化振興			
新秋吉台科学博物館整備事業		美祢市	
ジオパーク推進事業		美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第 2 次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは、自然豊かな地域に偏在する地域固有の資源として、過疎地域に新たな収入源をもたらす可能性を有します。本市は豊富な森林資源を生かしたバイオマスなど、多様かつ豊富なエネルギー資源を有しており、さらなる導入が期待されます。

また、脱炭素を推進する地球温暖化対策として、公共施設への太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入、LED照明など省エネルギー設備への転換及び公用車のEV更新等を行っています。2050年カーボンニュートラルの実現にむけて、市民と事業者の取組が欠かせないことから地球温暖化対策のための新たな国民運動である「デコ活」に関し、市長が先頭に立って取り組むための宣言を行い、関係団体と連携した取り組みを進めていく必要があります。

(2) その対策

様々な媒体による情報発信や魅力的で分かりやすい啓発事業などにより、主体的な温暖化対策の取組を促進し、市、事業者、市民、それぞれが主体的に、地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な取組を進めるための啓発、運動を展開します。

また、再生可能エネルギーの活用については、豊富な森林資源を生かしたバイオマスなど新たな有効利用を検討し、森林が有する公益的機能を高め、さらに、新たな林業の価値を生み出すなど、森林再生・保全等による木質バイオマスエネルギーの地産地消を進めます。加えて、太陽光エネルギーなど自然エネルギーを活用した施設及び利用施設の整備を推進し、エネルギーのクリーン化及び地産地消を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分		事業主体	備考
	事業名（施設名）		
	事業内容		
11 再生可能エネルギーの利用の推進			
	（２）過疎地域持続的発展特別事業		
	○再生可能エネルギー利用		
	地球温暖化対策推進事業	美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第２次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

—

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 共生のまちづくり

行政・民間・地域住民の垣根を越え、運営資金や人材、アイデア等を出し合いながら共に地域を育てていく、新しい行政サービスの仕組みづくりが求められています。

イ 自然環境の保全

秋吉台国定公園の貴重な自然景観や、歴史・文化を後世に伝えるために、地域住民と協働した保全活動が重要となっています。

ラムサール条約に登録された秋吉台地下水系の自然環境の保全と活用が重要視されており、ジオパークと連携したプログラムの促進が必要です。

別府弁天池に代表される美しい地下湧水が観光地や養鱒場として活用されているほか、灌漑など地域の生活にも欠かせない資源となっています。

ウ 土地利用の促進

大規模な未利用土地については、有効な活用を検討する必要があり、人口減少社会や少子高齢化社会等に対応するため、将来にわたって誰もが住みたいと思う持続可能なまちづくりを進める必要があります。

エ 行政サービスの推進

マイナンバーの本格的運用に合わせ、マニュアルやガイドラインを整備し、監査体制の充実や内部監査の実施に取り組んでいます。また、マイナンバーカード活用手段の一つとして、全国のコンビニエンスストアで本市の各種証明書が取得できるサービスを開始しており、休日や時間外の閉庁時において、市民の利便性を向上させています。

(2) その対策

ア 共生のまちづくり

美祢市全体で魅力ある、活力あふれたまちづくりを進めるために、市民や団体、事業者、学術研究機関、行政等の「協働」による「地域の力」を身につけます。また、PPP/PFIによる事業の積極的な推進により、効率的かつ効果的で良好な公共サービスの実現を目指します。

これにより、産学官連携を推進し、民間の持つノウハウ、ネットワーク等を活用しながら、協働によるまちづくりを引き続き目指して行きます。

イ 自然環境の保全

秋吉台国定公園の景観や生物多様性に配慮しながら、保全と活用に努めます。また、市民や民間との協働による管理体制の構築を目指します。

ラムサール条約やジオパークに登録されている独自の自然環境の保全を進めながら、観光や産業等への活用を促進します。

国内でも有数の美しい地下湧水についても、生活資源として利用されている現状を維持しつつ、より有効な活用を実践します。

(7) 自然環境の保全と活用

秋吉台・秋芳洞やラムサール条約に登録されている秋吉台地下水系の環境・生態系の研究・保全と資源の活用に取り組みます。関係機関と連携し、経営基盤の強化を含めた博物館の機能強化を行いつつ、持続可能で魅力的な博物館運営に取り組みます。

ウ 土地利用の促進

都市拠点・地域拠点に便利な都市機能が集約され、公共交通等によりネットワークされた「集約型都市構造」を目指します。また、土地利用の基礎となる地籍調査の促進を図ります。

(7) 立地適正化計画の推進（再掲）

立地適正化計画で定めた方針や施策などに基づき、計画的なまちづくりを進め、低未利用な不動産等を活用するなど便利な都市機能や居住の維持・誘導を図ります。

(イ) 地籍調査の実施

国への地籍調査事業負担金確保並びに増額についての要望を引き続き行いつつ、土地取引の円滑化・災害時の早期復旧・境界紛争防止・課税の適正化等を進めるため、円滑な事業の推進を行っていきます。

(ウ) 公共資産の適正運用

大規模未利用土地等の利用については、全市的な視点から総合的に検討を進めるとともに、有効活用が可能な資産について、特性に応じて用途変換や売却・貸付けを実施していきます。また、保有する土地・建物を公共・公益的な目的を踏まえつつ、資産価値を最大限に引き出す活用を実施します。

エ 行政サービスの推進

マイナンバーカードの普及率向上やコンビニを活用した多様な行政サービスの利便性向上と効率化を図ります。また、電算システムのクラウド化による行政サービスの向上を目指します。また、文書管理システムの最適化を図り、効率的な運用を行います。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分			事業主体	備考
	事業名（施設名）			
	事業内容			
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
	秋吉台等保全管理計画事業		美祢市	
	秋吉台山焼き事業		美祢市	
	復帰センター共生推進事業		美祢市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」及び「第 2 次個別施設管理計画」において、公共施設等全般に関する基本方針や目標数値を定めるとともに、各施設の今後の方向性と対策を整理しました。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分		事業主体	備考
	事業名（施設名）		
	事業内容		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
○移住・定住			
空き家活用推進事業(空き家バンク等運営事業)		美祢市	
美祢 I J U 促進事業(定住促進協議会の支援)		美祢市	
住宅取得促進事業(市内住宅取得促進事業)		美祢市	
I J U 定住促進事業 美祢魅力発掘隊設置事業		美祢市	
空き家等対策事業(危険家屋撤去費助成)		美祢市	
○地域間交流			
関係人口拡大事業 ふるさと交流大使活動		美祢市	
ふるさと人財育成事業（青少年海外派遣事業）		美祢市	
多文化共生推進事業		美祢市	
○人材育成			
地域の想い協働実現事業美祢魅力発掘隊設置事業		美祢市	
2 産業の振興			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
○第一次産業			
美しい山づくり事業（森林再生）（竹林整備、作業路網開設）		美祢市	
林道維持管理事業		美祢市	
森林整備推進事業		美祢市	
家畜診療所事業（家畜診療所の運営に係る負担金）		美祢市	
担い手育成総合支援事業		美祢市	
新規就農者支援事業		美祢市	
新規就農資金利子補給事業		美祢市	
新規就農者定着促進事業		美祢市	
新規就農者農地確保支援事業		美祢市	
○商工業・六次産業化			
商工業活性化事業（市内商工業の振興及び活性化のための支援）		美祢市	
住宅リフォーム助成事業 （市内事業者を利用し、住宅リフォームした者に対し工事費の一部を助成）		美祢市	

	六次産業化推進事業	美祢市	
	地産・地消推進事業（地方創生協力事業）	美祢市	
	ミネコレクション推進事業（6次産業化商品の開発支援）	美祢市	
	人財・企業育成活性化事業（求職者就職相談、就職支援講座の実施）	美祢市	
	高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター運営補助）	美祢市	
	○企業誘致		
	企業誘致推進事業 （企業立地を促進し、雇用創出や産業振興、地域経済の活性化）	美祢市	
	○観光		
	観光推進体制強化事業（観光協会負担金）	美祢市	
	観光関係団体連携強化事業（観光事業会計）	美祢市	
	外国人観光客受入体制充実事業	美祢市	
	観光プロモーション事業	美祢市	
	観光推進体制強化事業（宿泊施設誘致事業、アクティビティ事業等）	美祢市	
	広域連携事業	美祢市	
3 地域ににおける情報化			
	（２）過疎地域持続的発展特別事業		
	○情報化		
	デジタル情報発信事業	美祢市	
	広報作成事業	美祢市	
	地域情報化推進事業	美祢市	
	○デジタル技術活用		
	D X 推進事業	美祢市	
	防災通信事業 （防災情報アプリケーションの活用）	美祢市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保			
	（２）過疎地域持続的発展特別事業		
	○公共交通		
	ジオタク運行事業 （デマンド型乗り合いタクシー運行）	美祢市	
	生活バス路線維持費補助事業	美祢市	
	JR美祢線利用促進事業	美祢市	
	地域公共交通協議会事業 （地域公共交通協議会負担金）	美祢市	
	○交通施設維持		
	橋梁安全安心推進事業	美祢市	

5 生活環境の整備		
(7) 過疎地域持続的発展特別事業		
○生活		
飲料水水源確保事業（ボーリング等設置補助）	美祢市	
○防災・防犯		
交通安全施設整備事業（反射鏡、ガードレール、区画線整備）	美祢市	
防犯設備整備事業（防犯灯・防犯カメラ設置、取替補助）	実施主体	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
(8) 過疎地域持続的発展特別事業		
○児童福祉		
福祉医療費助成事業（ひとり親・乳幼児・子ども医療）	美祢市	
すくすくみね子育て応援事業	美祢市	
地域子育て応援事業	美祢市	
児童クラブ運営事業	美祢市	
○高齢者・障害者福祉		
高齢者就業機会確保事業	美祢市	
入浴施設高齢者送迎事業	美祢市	
配食サービス事業	美祢市	
福祉タクシー助成事業	美祢市	
福祉医療費助成事業（重度心身障害医療）	美祢市	
介護人材確保推進事業	美祢市	
敬老会行事開催事業	美祢市	
○健康づくり		
健康百寿プロジェクト事業	美祢市	
妊産婦健康診査事業	美祢市	
乳幼児健康診査事業	美祢市	
不妊治療助成事業	美祢市	
○その他		
地域福祉関係団体支援事業	美祢市社会福祉協議会	
7 医療の確保		
(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
○自治体病院		
医師確保対策事業（医師の勤務改善に要する経費）	美祢市	
緊急医療体制整備事業 山口県救急安心センター負担金拠出事業	美祢市	
緊急医療体制整備事業 一次救急医療事業	美祢市	
緊急医療体制整備事業 二次救急医療運営事業	美祢市	
看護師確保事業	美祢市	

9	集落の整備		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	○集落整備		
	さわやかロード美化活動事業	実施地区	
10	地域文化の振興等		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	○地域文化振興		
	新秋吉台科学博物館整備事業	美祢市	
	ジオパーク推進事業	美祢市	
11	再生可能エネルギーの利用の推進		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	○再生可能エネルギー利用		
	地球温暖化対策推進事業	美祢市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項			
	秋吉台等保全管理計画事業	美祢市	
	秋吉台山焼き事業	美祢市	
	復帰センター共生推進事業	美祢市	